



Title	調停好き神話の崩壊 (1) : 現代中国紛争処理手続利用の変化が意味するもの
Author(s)	王, 冊
Citation	北大法学論集, 57(2), 334[151]-278[207]
Issue Date	2006-07-31
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/14538
Type	bulletin (article)
Note	研究ノート
File Information	57(2)_334-278.pdf



[Instructions for use](#)

調停好き神話の崩壊(1)

— 現代中国紛争処理手続利用の変化が意味するもの —

王 冊

はしがき

第1章 人民調停の制度的枠組の変遷

1. 建国前の人民調停制度
2. 54年通則
3. 89年条例
4. 小 括

第2章 人民調停と裁判の利用の変化

1. 人民調停制度の利用状況の変化
 - (1) 調停委員会、同委員、利用件数の変化
 - (2) 紛争類型別の利用変化
2. 民事訴訟の利用状況の変化
 - (1) 民事訴訟利用総件数の変化
 - (2) 類型別の利用変化
 - (3) 民事第一審終局の処理結果の変化
3. 人民調停と民事訴訟の役割分担の変容
 - (1) 両手続の利用件数の変化
 - (2) 紛争類型ごとの両手続の利用変化
4. 役割分担の変容についての分析
 - (1) 婚姻紛争
 - (2) 家屋・住宅紛争
 - (3) 債務紛争
 - (4) 相続紛争
5. 小 括 (以上、本号)

第3章 人民調停衰退の原因と立て直しの動き

1. 人民調停はなぜ利用されなくなったか
2. 人民調停制度の再生
3. 制度改革に対する批判的評価
4. 最近の動き
5. 小 括

おわりに

1. ま と め
2. 今後の課題

はしがき

近年、日本では、かつて「法化」社会の構築に「有害」とまでいわれていた裁判外紛争処理手続が再評価されている。裁判外紛争処理手続は、民事紛争処理に積極的な役割を果たしうるとして、欧米発のADR (Alternative Dispute Resolution) の潮流の中で、ポジティブな視角から制度的に再構築しようという試みがみられるようになった¹。

中華人民共和国でも人民調停²と呼ばれる裁判によらない紛争手続が存在し、民事裁判よりもむしろこちらの方が主要な紛争解決ルートとして機能してきた。しかし、近時、かかる日本の趨勢に対し、中国ではこれに逆行するかのような現象が見られる。つまり90年代に入り、民事紛争処理は人民調停から裁判へとシフトする動きが見られるようになっている。すなわち、後述するように

¹ たとえば、日本の最近までの裁判外紛争処理手続に対する評価について、「全般的傾向としては、『全面的否定論』から『現実的消極的容認論』を経て『理論的積極的肯定論』へと、徐々に論調が変わってきている」といわれている。田中成明『現代社会と裁判』（弘文堂、1996）46頁。

² 人民調停の原語は[人民調解]である。しかし、先行研究においては[人民調解]を人民調停と訳するのが定訳になっているため、本稿でもそれに従う。中国の[調解]は日本の調停とは、ニュアンスが異なるとし、あえて原語を使う研究者もいる（高見澤磨『現代中国の紛争と法』（東京大学出版会、1998）8頁、宇田川幸則「中国における公安機関による私人間紛争の解決（一）」法学論集（関西大学）（1999）49巻5号、162頁）。本稿では、誤解を招く恐れがある場合、原語を[]に入れて表記する。また、丸括弧内は特に注記がない限り筆者による。

紛争当事者は、以前と比較して、むしろ人民調停を回避して、裁判をより積極的に利用するようになってきているのである。

人民調停が利用されなくなる状況の中で、最高人民法院（最高裁判所）は司法解釈により調停協議に契約としての効力を認め、人民調停制度利用に時効の中断効、一定の手続を経た調停協議書に執行力を付与した（2002年）。また、人民調停を指導してきた司法部が「人民調停活動に関する若干の規定」（2002年）を公布し、これまで綱領的であった人民調停を規律する条文が詳細になり、制度全体の「規範化」への方向転換が図られた。

本稿では、今回の制度改革の内容を紹介し、改革が行われた原因および狙いを探ることを課題とする。課題に取り込む前に、まず二つの予備的な作業を行う必要があると思われる。すなわち、人民調停について、①これまでの制度はどのようなものであったのか、②これまでの利用件数はどのように変化してきたのか、である。この二つの問題について、中国と日本においていずれもこれまで数多くの研究論文が出されており、再び取り上げ論じることは屋上屋を架すことにはならないかという批判を受けるかもしれない。しかし、これまでの論文の中には主に以下のような不足ないし問題点が存在し、改めて整理して議論する必要があると思われる。

①の問題について、中国では、「かなりのものが制度の紹介・解説と成功例・失敗例の紹介（多くは美談）」であり、1980年代中期以降には、理論的な研究が行われるようになったとはいえ、それも以前と同様に「人民調解制度を学問上の研究対象とする以前に、社会秩序のために制度を浸透させること」を目的としていると言われている³。制度に対する批判的な研究が行われていない。

人民調停制度が好まれ使われてきた原因について、主に中国人の「和を貴ぶ」国民性や「嫌訴」などの「文化的要因」があげられている⁴。その根拠として、

³ 高見澤磨・前掲注2、36頁。

⁴ たとえば、田元元「人民調解の観念」中華人民共和国司法部編『中国司法行政の理論と実践』（中国政法大学出版社、1992）1650—1652頁、汪漢卿「中国伝統法律文化と現代法制建設」法学論評1994年1期80—84頁、李本森「秩序、自由、道徳——關於儒家思想与現代法律的若干思考」法学1994年2期46—48頁、王紅岩「論人民調解工作的法制与道徳規範相結合的原則」政法論壇1995年4期61—69頁、程徳文「歴史与現在——現代法制中的伝統因素及其载体」南京師大学報（社会科学版）1996年3期32—35頁、賈応生「論法律意識」人大研究1997

人民調停がよく利用されているから、中国人は「和を貴ぶ」のだ、というトロジカルな解釈がなされている⁵。しかし、そうであるとしても、人民調停が以前ほどは利用されなくなった今では、中国人が和を貴ばなくなったのだろうか。

日本における人民調停制度の研究では、中国社会の背景に注目しつつ関係する条例・規定の分析を中心とした田中信行教授による一連の研究がある⁶。この一連の研究の大きな特徴とは、「文化的要因」とは一線をひき、政治的な要素や裁判所が不足していたことが調停の積極的な利用の原因とみて論を進めている。しかし、当該研究についても、人民調停協議の法的拘束力の有無や、制度の性格（行政的か、住民自治か）にとらわれすぎた点において、ズレた像を描いているのではないかという批判がある⁷。

年9期31-36頁、嚴俊「論法治觀念の合理定位」河北法学1998年3期67-69頁、聯合調研組「人民調解的新發展——新時期人民調解制度的調研報告」上海政法管理幹部学院学報1999年2期57-60頁、曾建明＝黃偉民「回顧与展望——論完善我国的人民調解制度」中央政法管理幹部学院学報2000年1期1-5頁、胡浩飛「民間調解・訴訟・法治」石油大学学报（社会科学版）2001年5期78-81頁、曾金勝「人民調解魅力独特」時代潮2003年14期23-25頁、羅幹「充分發揮人民調解作用創造穩定和諧社会環境」中国司法2004年3期6-8頁、于克涛＝何士鋒「人民調解制度的社会基礎論」甘肅農業2005年1期86-87頁、などがある。

⁵ このような「和を貴ぶ＝（調停が好まれ）裁判を使わない」について、高見澤磨教授は、現に中国において数多くの紛争が裁判所に持ち込まれている事実を挙げ、「和を貴ぶから裁判はない、ということは、ない」と指摘した。高見澤磨「中国の社会と法」（河合隼雄＝加藤雅信編）『人間の心と法』（有斐閣2003）243-261頁、特に、「第2．儒教思想の国は和を貴ぶか」。本稿では、「中国人は和を貴ぶのか」、「そのために調停が好まれるか」という文化的な問題にまでは深入りしない。

⁶ 田中信行「現代中国の人民調停制度——一九四〇～一九五三年」都立大学法学会雑誌23巻2号（1982）147-192頁、同「人民調停と法治主義の相剋」『岩波講座・現代中国第1巻』（岩波書店、1989）280-305頁、同「中国における人民調停制度の改革（上）（下）」中国研究月報510号（1990）1-15頁、511号13-29頁。

⁷ 調停合意の法的拘束力の有無を分析軸にすえて、人民調停制度の変遷を追いかける研究手法の問題点について、鈴木賢教授は以下のように指摘する。「こうした二者択一的なレンズで中国法をながめると、相当ピントのずれた像を結んでしまいはしないか。『自治的』といっても、調停委員会の設置そのものは必要であったし、その活動にたいしては司法行政官である司法助理員が指導

②の制度利用件数の推移に関する統計的分析について、中国人研究者による先行研究では、人民調停の利用件数が減少したという指摘はあるものの⁸、紛争類型別の人民調停の利用状況の変化は示されていない。これに対して、日本においては、人民調停利用件数のデータを挙げその変化について簡単な分析を行った研究があるにすぎない⁹。しかし、データを紛争類型ごとに整理していない点、利用が変化した原因を考える際、当該時期の民事裁判の利用件数との対比において考察を行っていない点に不満が残る。

本稿の課題である2002年改革については、改革が行われた前後に、中国ではその改革の可否または改革をめぐる評価に関して多数の研究論文が公表され、後述するように、これまで稀である中央政府（共産党）が行った改革を正面から否定する貴重な研究もある¹⁰。とはいえ、改正された条文を十分に分析せず、理論的抽象的に論じている点、上述した①制度のこれまでの流れや②利用件数データの分析を基礎としていない点においては、議論はやや「空中戦」的に行われている感を受ける。

日本では、今回の改革について田中信行教授によって簡単に紹介されている¹¹。改革を必要とした制度の問題点については以下のように述べている。人民調停制度は、「そもそもは裁判組織の不足を補う役割を求められていたのであるが、現在はそうした面での必要性は乏しくなっている」、また調停委員について、「彼らの法意識、法律知識の乏しさが、市場経済化に向けて激しく変化し、新しい

を与えていた。また、制度の理念はどうあれ、当事者がそれをどのように意識しているかが重要である。民事訴訟法（試行）でさえ、当事者は調停合意を履行しなければならないと規定していた（一四条）。逆に法的拘束力といっても、『執行難』は多年にわたる懸案であり、判決すらなかなか強制的には執行できないのが現状である。中国にはそもそもわれわれがイメージするようなハードな法的拘束力など存在しない」（鈴木賢「中国法研究をめぐって」『社会主義法の変容と分岐』（社会主義法研究年報 No. 1）（法律文化社、1992）169頁。

⁸ 范愉『非訴訟程序（ADR）教程』（中国人民大学出版社、2002）246頁、季衛東『中国的裁判の構図—公論と履歴管理の狭間で進む司法改革』（有斐閣、2004）116—117頁。

⁹ 高見澤磨・前掲注2、39—41頁。

¹⁰ 曹光曜＝金権「人民調停制度改革の不足と反思」法治論叢（2003）18巻5号45—48頁、など。

¹¹ 小口彦太＝田中信行『現代中国法』（成文堂、2004）103—104頁。

法制度を生み出している社会のなかでの紛争解決に、次第に限界をもたらすようになってきている¹²。これはいうまでもなく、裁判が機能すれば調停の必要性がなくなるという、いわば「機能不全説」に立つ見解である。しかし、人民調停制度の役割が「裁判組織の不足を補う」だけであったのかについては疑問が残る。また、調停委員の資質についての指摘はその通りであるが、しかし、後述するように現に裁判利用が減り人民調停利用が増えている紛争類型もあるため、「調停委員の法意識・法律知識が乏しい＝人民調停制度の限界」という図式は紛争の種類によっては必ずしも正しいとはいえない。

本稿は、先行研究における上記の不足ないし問題点を補い、冒頭で示した課題を達成するために、以下の順で論述を進めていきたい。まず、人民調停制度樹立期から今回の改革までの、制度を規律する条例・規定を概観し、いつ・何が・どう変わったのかを明示する。また、その作業によって、人民調停とはどういう制度であったのかを整理する（第一章）。ついで1986年から2004年までの19年間における人民調停の利用件数の類型別データをまとめ、その変化を示す。どの類型が、どの程度利用されなくなったのか、あるいはより利用されるようになったのかを明示する。同じ作業を、同時期の民事訴訟の利用状況についても行い、人民調停と民事訴訟の両手続に、どのような役割分担の変容があったのかを探る（第二章）。さらに2002年改革の中核となる、三つの規定・条例などの内容を検討し、何を、どう変えようとしているのかをまとめ、改革の狙いを探る（第三章）。

上記の作業を通じて、少なくともつぎの二つの点を明らかにすることができると考えている。すなわち、①市場経済化が進む中、中国で起きている紛争自体にどのような変化があったか、②このような変化に対して、紛争処理制度の設計者がどのような対応をしようとしているのかである¹³。

¹² 小口彦太＝田中信行・前掲注11、104頁〔執筆＝田中信行〕。

¹³ 中国の学者は、外国のADR制度を中国に紹介しながらも、人民調停制度を中国のADRと呼び、国内外に発信している（たとえば、范愉「当代中国非訴訟糾紛解決機制的完善与発展」学海2003年1期77－85頁。または、Fan Yu, *Development of ADR in Contemporary China*, Zeitschrift fuer Zivilprozess International 7. Band 2002 s.533, 555. など）。たしかに、人民調停制度は、非裁判手続による紛争処理という性格をもつ点では、ADRにちがいない。しかし、大衆の動員やイデオロギーの教化などといった政治的色彩がきわめて濃く、集団

第1章 人民調停の制度的枠組の変遷

人民調停制度の原型が形成されたのは1940年代前半の辺区時代にまでさかのぼるとされている¹⁴。その性格、担い手、手続および対象とする紛争の範囲などについては、時期によって変化しているものの、2002年改革が行われるまでの人民調停をさしあたり以下のような手続とおさえておく。すなわち、末端人民政府および末端人民法院の指導の下で、大衆的自治組織である居民委員会、村民委員会、または企業・非営利性事業体¹⁵の内部に設けられた大衆組織としての人民調停委員会がこれを主宰し、法律・法規・規則・政策・社会道徳に基づいて、当事者双方の自由意思・平等の原則の下、私人間に発生した、人格的、財産的権利利益およびその他の日常生活で発生した紛争を処理する手続である¹⁶。

本章では、主に人民調停制度を規律するこれまでの各規定・条例に焦点をあて、以下の順で人民調停制度を紹介し、その歴史の変遷をみる。①建国前に各辺区ないし解放区¹⁷が制定した人民調停に関する条例や規定、②建国後の1954

秩序の維持のため互譲の強要もみられ、また時として人民の監視システムともなる当該制度は、「正義の多元性」、「裁判と異なるクオリティの提供」や「当事者の主体性」などが語られている、日本のADR潮流とは相当次元が異なっていると思われる。

¹⁴ 張希坡ほか編『革命根拠地法制史』（法律出版社、1994）553頁。なお、辺区（1937—45年ないし47年）とは、第2次国共合作が成立してから、その破綻までの間、実質上共産党が統治した地域を指す（木間正道＝鈴木賢＝高見澤磨『現代中国法入門〔第3版〕』〔有斐閣、2003〕19—20頁）。

¹⁵ 非営利性事業体は、原語では〔事業単位〕という。生産的な収入がなく、主に国家からの経費によって営まれている事業体を指す。たとえば、学校、病院などがこれにあたる。

¹⁶ 常怡『中国調解制度』（重慶出版社、1990）102—103頁、宇田川幸則・前掲注2、166頁。処理する紛争の範囲は、婚姻・家事・扶養・撫養・相続・債務・家屋・宅地・土地・山林・水利・家畜・農機具・財物の損害およびその他の生活・生産に関わる紛争、または軽微な傷害・虐待・遺棄などの行為によって惹起された紛争であるとされる（常怡・前掲、102頁）。

¹⁷ 解放区（1945ないし47—49年）とは、第2次国共合作の破綻から中華人民共和国の建国までの間、共産党が支配した地域を指す。解放区時期の法のあり方や司法制度はおおむね辺区の延長線にあったという（張希坡ほか編・前掲注14、735頁）。本稿の考察対象は、主に辺区で成立した制度を中心とする。

年に政務院(後の国務院)が公布した人民調停委員会暫定組織通則(以下、54年通則という)、③1989年に国務院が54年通則を改正し制定した人民調停委員会組織条例(現行法、以下、89年条例という)。

全国レベルの法規が最初に明文規定をおいたのは、54年通則であるが、その基礎となったのは、建国前に各辺区ないし解放区が制定した人民調停に関する条例や規定などである。以下、まずこれらの各辺区、解放区の規定は、どのような内容を持ち、どのような経験が蓄積され、54年通則に至ったのかについて整理を試みる¹⁸。なお、その考察対象は、最も代表的だと思われるいくつかの規定に限定して行う¹⁹。

1. 建国前の人民調停制度

1940年代、人民調停制度は辺区において中国共産党が進める大衆路線²⁰に基づく司法活動の一環として確立された。人民調停は民間調停と政府(行政)調停に

¹⁸ 第1節では、あくまで54年通則の形成プロセスを明らかにすることを目的にしているため、辺区の調停制度を再現するような網羅的な分析は行わない。本稿において引用するいずれの条例、規定も中国社会科学院法学研究所編『人民調解資料選編』(群衆出版社、1980)に収録されている。以下辺区の調停に関する条文を引用する際、特に注記がない限り、本書によるものである。

¹⁹ 具体的には、山東省の「山東省調解委員会暫行組織条例(1941年4月)」(以下、山東省条例という)、同、「山東省戦時工作推進委員会關於民事案嚴行調解的通令(民事案案に対する調停の嚴格実行に関する通達、年代不明)」(以下、山東省通達という)、渤海区の「渤海区村調解委員会暫行組織条例(1944年4月)」(以下、渤海区村条例という)、晋西北村(晋綏辺区)の「晋西北村調解暫行辦法(1942年3月)」(以下、晋西北村条例という)、晋察冀辺区の「晋察冀辺区行政村調解工作条例(1942年4月)」(以下、晋察冀辺区条例という)、陝甘寧辺区の「陝甘寧辺区民刑事事件調解条例(1943年6月)」(以下、陝甘寧辺区条例という)、同「陝甘寧辺区政府關於普及調解、総結判例、清理監所指示信(調停の普及、判例の整理、監獄の整理に関する陝甘寧辺区政府指示、1944年6月)」(以下、陝甘寧辺区指示という)、蘇中区の「蘇中区人民糾紛調解暫行辦法(1945年5月)」(以下、蘇中区条例という)、冀南区の「冀南区民刑事調解条例(1946年2月)」(以下、冀南区条例という)、関東地区の「関東地区行政村(坊)調解暫行条例草案(1948年3月)」(以下、関東地区条例という)。

²⁰ 大衆路線とは、抗日戦争の期間中から共産党がとってきた人民司法原則である。すなわち、「人民に頼り、人民と結合し、人民に便利な」司法組織と活

分類しうる²¹。以下、陝甘寧辺区条例を中心にし、他の各辺区の条例と比較しつつ、辺区調停の制度的特徴を検討する²²。

a〔目的〕 陝甘寧辺区条例では、人民調停の目的を「民間の紛争を調停し、訴訟を減少させること」と規定した（1条）。他の辺区の条例の中でも、表現が異なるものの、紛争を速やかに解決し、訴訟コストまたは当事者の負担を減少させること〔減少訴訟〕を条例の目的と規定している²³。

b〔設置形態〕 辺区の多くの郷・村・区では、調停委員会という専門組織が設置され、調停は調停委員会で行われていた。調停委員会は、郷・村（下級）

動である（福島正夫＝幼方直吉＝長谷川良一『中国の裁判』〔東洋経済新報社、1957〕14頁）。

²¹ 辺区時期の人民調停に含まれる調停の種類については、「広い意味〔広意〕ではすべての調停が含まれ、狭い意味〔狭意〕では民間調停だけに限定される」（韓延龍「人民調解制度的歴史発展」中華人民共和国司法部編『中国司法行政の理論与实践』〔中国政法大学出版社、1992〕1653頁）と言われているように見解が分かれている。実際、辺区の人民調停には、法院調停も含まれているとする研究もあれば（張希坡ほか編・前掲注14、560－561頁）、法院調停を人民調停と異なる手続として紹介する研究もある（常怡・前掲注16、11－19頁）。日本における先行研究では、辺区の人民調停を民間調停、政府調停、法院調停に分類し分析を行い、最も広い定義によっている（田中信行・前掲注6、（1982）151－155頁）。本稿においては、人民調停の範囲を、法院調停を除いて民間調停と政府調停に限定する。

²² 数多くの条例がある中、陝甘寧辺区条例を中心にして分析を進める理由は、「陝甘寧辺区は始源の辺区であり、毛沢東以下中共中央がここに所在して指導し」た、「規模としては小さい方だが、こうしたことから、この辺区の立法は他の辺区のそれに対し模範的作用をもったようである」（福島正夫『中国の法と政治—中国法の歴史・現状と理論』〔日本評論社、1966〕48頁）からである。また、中国人学者も、「各抗日民主政権が公布し実施した調停法規のなかで、陝甘寧辺区条例はもっとも影響力がある条例である」と当該条例を位置づけている（張希坡ほか編・前掲注14、554頁）。

²³ たとえば、山東省条例（第1条）、渤海区村条例（第1条）、晋西北村条例（第1条）、晋察冀辺区条例（第1条）、冀南区条例（第1条）など。また、陝甘寧辺区指示では、人民調停のメリットを「調停を利用すれば、大きな争いでも小さくなりやがてなくなる。農村内部の和睦を促すとともに〔増加農村和睦〕、節約した労力を生産にまわすことができる」と指摘した。

および区(上級)という二級制を採用していたといわれている²⁴。しかし、陝甘寧辺区条例においては、調停委員会の設置を定める条文がなく、特別の機関としての調停委員会は設置されておらず、当事者に招かれた民間人が調停を行っていたようである²⁵。

c [担い手] 調停委員会を設置していない陝甘寧辺区条例では、下級の自主調停の際に、当事者がその隣人、親戚または大衆団体から調停人を選任し調停を行うと規定し(4条)、上級となる政府調停については必要と判断された時、当該地域の各機構の人員、大衆団体、公正な地元有力者を招き、その協力のもとで調停を行うと規定した(5条)。調停委員会を設置する他の辺区では、調停委員会の委員が調停の主宰者となるが、その委員の選出方法はそれぞれ異なっている²⁶。

d [扱う紛争の種類] 辺区の各条例においては、調停が扱う紛争の種類は、主に民事紛争と軽微な刑事事件と定められていた。陝甘寧辺区条例では、すべ

²⁴ 田中信行・前掲注6、(1982) 153頁、160頁。また、調停を申請する場合は、かならず下級から始めなければならなかったという(同上・153頁)。

²⁵ 陝甘寧辺区条例では、下級となるのは自主調停である。すなわち、双方当事者に招かれた隣人、親戚または大衆団体が、争っている事情に対して調停案を提出し、争いの収束を図るものである(4条)。この自主調停が不成立の場合、当事者が、郷(市)政府、区公署または県(市)政府に調停を申請することができ(5条1項)、これは上記自主調停(下級)に対し、上級(政府)調停として位置づけられていた。

²⁶ たとえば、山東省区条例の郷(下級)・区(上級)では、各大衆団体代表、(思想が)進歩的な地方有力者[進歩士紳]が担い手となって調停委員会を組織し、当該郷・区長は自動的に主任委員となる(3条)。渤海区村条例では、村調停委員会(下級)については、村代表大会の選挙によって選ばれると規定されている(3条)。区レベルの調停委員会(上級)については、区長が大衆団体代表等を招き、共同で[推選(推薦して選出)]を行う(3条)、晋西北村条例、晋察冀辺区条例と関東地区条例では、調停委員会のメンバー選出について規定を設けていないが、晋察冀辺区条例では、村公所が調停を行う際、村長の監督を受けなければならないとした(9条)。蘇中区条例では、郷・区調停委員会のメンバーを、区政府が下記人員より招聘・任用する。①郷長または民政委員、②郷の農・工抗日会長、③民兵隊長、④婦人抗日代表、⑤区・郷学校教師、⑥参政員あるいは参議員、⑦公正な地元有力者(5条)。

ての民事事案について、厳格に調停を行うとし、いくつかの犯罪類型²⁷を除いて、刑事事件でも調停を行うことを可とした。

e [調停の申立・開始] 調停の開始は、当事者の書面もしくは口頭の申請による。ほとんどの条例では、自由意思による参加の原則 [自願原則] を定めている²⁸。陝甘寧辺区条例では、調停の開始に、当事者の合意が必要とされている (第7条)²⁹。(軽微な) 刑事事件調停については調停の申立てや [自願原則] の準用に関しては明確な条文を設けていない。おそらく被害者が調停を申立て、加害者が調停による紛争処理に同意して、調停が開始されたのだと思われる³⁰。

f [費用] 陝甘寧辺区条例では、費用の徴収について明文規定を設けていないが、徴収は行われていなかったと思われる。他のほとんどの条例では、調停の費用については、徴収しないと明文に規定されている³¹。

g [処理方針] 陝甘寧辺区条例では、自主調停については規定がないが、政府調停については、抽象的に「法に依拠して調停を行う [依法調停]」とした (5条1項)。他の辺区でも、処理方針を基本的に合法の原則としている³²。

²⁷ 内乱罪、外患誘発罪、外患援助罪、故意殺人罪、窃盗・強盗罪、政府法令違反罪、公共危険罪、水利妨害罪など (2条)。

²⁸ 調停の開始に合意を必要としたのは、晋察冀辺区条例 (2条)、蘇中区条例 (当該条例は調停前置をとっているが [2条]、調停の期日に当事者が現れない場合は、自動的に取下げまたは不成立として扱うという条文を設け (10条)、不参加の自由を定めることによって、合意による調停の開始を担保した) など。

²⁹ 陝甘寧辺区指示では、各級人民政府、特に郷・区政府は人民からの調停申請を待っているだけでなく、工作人員を派遣して事案を探し出さなければならないと規定している (3条)。ほかの条例にも、これに似た条文がある (山東省区条例 [16条]、渤海区村条例 [18条])。つまり、当事者の申請を待たずに、調停委員が自ら事案を探し出し、調停を進める場合もあったのである。

³⁰ 加害者であっても、裁判手続による処理を回避するため、告訴される前に進んで調停を申立て、紛争を終結させようとする場合も考えられる。それゆえ、加害者が申立てをして被害者がそれに同意し調停が開始されるケースも考えられる。

³¹ たとえば、山東省条例 (12条)、渤海区村条例 (14条)、晋西北村条例 (13条)、晋察冀辺区条例 (17条)、蘇中区条例 (16条) など。

³² 合法原則とは、「調停は訴訟に関する法規によって制約されないが [不受訴訟法規的制約]、実体法の問題 (趣旨) に反してはならず、抗日民主政府の法

h [効力] 調停協議書の効力に関して、陝甘寧辺区条例では、はっきりした条文を設けていない。しかし、調停協議書にもりこむべき内容を条文によって詳細に規定し、双方当事者と調停を担当した者の署名捺印を必要とした点(9条)、調停協議書を「抛」(証文)として双方当事者に交付する点(8条)、当該紛争が既に法院に提訴され係争中であれば、取り下げのため法院にも調停協議書を提出することを必要とし、法院がそれを審査し調停禁止事件でなければ取り下げを認めるとした点(8条、10条)から判断するに、実務において調停協議書は法的効力をもっていたと考えた方が妥当であろう。ちなみに、他の辺区の条例では、ほとんど調停協議書を判決と同じ効力を有すると規定している³³。さらに、いくつかの条例では、調停が成立した際、強制執行の申請ができるという条文も設けている³⁴。

i [裁判との関係] 陝甘寧辺区条例では、調停が不成立の場合について、明文規定がないが、この場合は訴訟を提起しえたと思われる。また、逆に、すでに法院に提訴(告訴)され、捜査、審理、上訴または執行手続のいずれの段階にあっても、自主調停と政府調停を行うことができるとした(6条)。つまり、調停から裁判へ、と同時に裁判から調停への道も開かれていたのである。しかし、辺区の各条例では、そもそも調停と裁判の境界はかならずしもはっきりしているとは思われない³⁵。

律ないし政策に依拠し、良き慣習を参考にしなければならない」ということを意味する(韓延龍・前掲注21、1654頁)。

³³ たとえば、山東省区条例(9条)、渤海区村条例(10条)、晋西北村条例(11条)、晋察冀辺区条例(16条)、蘇中区条例(12条)、閩東地区条例(29条)。

³⁴ たとえば、晋察冀辺区条例(16条)、蘇中区条例(13条)、閩東地区条例(29条)。

³⁵ もっとも代表的なのは冀南区条例である。当該地域では、下級調停は自主調停であり、上級調停は村公所調停である。いずれも不成立の場合は、区公所(5条1項)、県政府(6条1項)、「専員公署」(7条1項)、「冀南行署」(8条1項)という順に当事者が処理を求めることができるとした。しかし、いずれの段階でも、調停する余地がまだあると認めた場合は、職権で当事者の隣人、親戚または村幹部を指定して調停を行うことが可能と定めた(5条2項、第6条2項、7条2項、8条2項)。なお、条文(6条)では、「当事者が県政府に正式に提訴する」[向県政府正式起訴]という表現があり、県以上のレベルでは裁判手続となる。辺区および解放区時代、法院を設置していない地域では、政府が裁判業務を兼任していた。辺区および解放区の司法制度について、張希

以上、辺区・解放区の人民調停制度について、陝甘寧辺区条例を中心に概観した。これらの条例から、当時の人民調停制度には、複合的な性格があったといえる。つまり①設置形態、調停の申立て・開始、費用、処理方針と裁判との関係からみて、人民調停は行政サービスの一種であったと思われる。②しかし同時に、担い手、処理方針や専門組織を設けない陝甘寧辺区の下級調停の形態などから判断すると、住民自治としての性格を有していたことも否定できない。

そして、その目的、扱う紛争の種類、効力からみて、複合的性格を持つ辺区の人民調停には裁判・司法の代替的役割を期待されていたのであろう。調停がうまく運用され、訴訟が起きてない村が模範村となったことを紹介し、その経験を他の村も学ぶべきであるとした陝甘寧辺区指示から判断すると、当時は調停による紛争処理が推奨され、その運用にかなりの期待が寄せられていたと考えられる³⁶。

このような辺区の人民調停制度が、やがて建国後の54年通則の基礎となる。

2. 54年通則

建国前の1949年2月25日に華北政府が「民間紛争の調停に関する決定」を公布し、農村部で行われてきた人民調停が、都市部においても同じく適用されると規定した³⁷。1949年10月に中華人民共和国が建国され、1954年に至って政務院は人民調停委員会暫定通則を公布した。54年通則は、人民調停について全国

坡ほか編・前掲注14、507—518頁、732—737頁参照。

³⁶ その理由について、先行研究では、①司法制度の未熟、②紛争処理を通じ、根拠地の政策・法令を宣伝、③大衆の意識変革を促進し、④勝利のために諸力動員することが指摘されている（高見澤磨・前掲注2、21頁）。または、「司法組織の未成熟という消極的側面もあったが、同時に、調停をたんなる紛争の事後処理とするのではなく、紛争処理を通して革命政権の政策と法令を宣伝・教育し、人民大衆の意識変革を推進しようとする積極的側面があったことも見逃してはならない。それゆえ、この時期の調停工作が示す最大の特徴は、革命的ないし政策的合目的性との強い結びつきにあったということができよう」（田中信行・前掲注6、（1982）151頁）。

³⁷ 当該決定は、人民調停が農村部から都市部へと拡大される転換点であったと言われている（中華人民共和国司法部編『中国司法行政の理論与实践』〔中国政法大学出版社、1992〕1655頁（執筆＝韓延龍）、鍾玉璠編『中国特色司法制度』〔中国政法大学出版社、2000〕355頁）。

レベルの法規が最初に明文規定をおいたものである。以下、まず54年通則が公布されるまでの経緯をみる。

1950年11月に出された「人民司法活動の強化に関する政務院の指示」では、できるだけ大衆による調停の方法を用いて訴訟を減少させるという方針が示された³⁸。これによって、人民調停制度が重視され、実際にも多くの紛争が人民調停によって処理されたという³⁹。53年4月に第二回全国司法会議が開かれ、その会議で行われた決議では人民調停の重要性が再び確認され、その強化が指示された⁴⁰。その翌年、政務院が54年通則を公布した。

54年通則は11ヵ条から構成され、人民調停委員会の目的、性質、原則などについて、全国レベルの法規としてはじめて明文で規定した。以下、辺区の人民調停制度と対比しつつ、54年通則の主な内容について簡潔に紹介する。

54年通則では、人民調停の目的に、人民の愛国・遵法教育を強化するなどの内容も盛り込まれたが、民間の紛争を迅速に処理するという目的は変わっていない(1条)。これに対して、それまで曖昧であった調停委員会の性質について明確に規定した。つまり、54年通則では、人民調停委員会を、大衆的〔群衆性〕調停組織であると規定し、その活動は末端人民政府と末端人民法院の指導のもとで行うと定めた(2条)。

調停委員会は、農村部では郷を単位とし、都市部では派出所(公安)所轄区または街道を単位として設置されると定めた(4条)。調停委員会は3人から11人の委員によって組織される(4条)⁴¹。委員選出の方法は、都市部では、末

³⁸ 中華人民共和国司法部編『中華人民共和国司法行政歴史文件匯編』(法律出版社、1987)8頁。

³⁹ 中華人民共和国司法部編・前掲注38、8頁。たとえば華東区では、全体の75%も占める125,000余件の滞積した案件が調停によって処理され、また、華北でも、70%以上の事案が調停によって処理されていたという(李春霖編『人民調解手冊』〔北京出版社、1989〕387頁)。

⁴⁰ 中華人民共和国司法部編・前掲注38、19頁。

⁴¹ 調停委員会の委員になる資格とは、政治的立場が明白であり、公正、大衆とよく関係を持ち、調停に熱心であることとされた(5条2項)。任期内、違法行為または職にふさわしくないことをした者については、選出機関が随時更迭することができる(5条2項)。また、調停員には、以下のことが禁止されていた。①汚職、私情にとらわれ不正をはたらくこと、②当事者に対し、処罰

端人民政府の管理〔主持〕のもとで住民代表が〔推選〕（推薦して選出する）、農村部では、郷人民代表大会が〔推選〕するとされた（5条1項）。扱う紛争の範囲は、一般の民事紛争および軽微な刑事事件であり（3条）、調停が成立した場合は、その内容を記録にとどめ、必要な場合は当事者に調停書を発行することができる（8条）。調停書の効力については条文を設けていないため、調停の結果を法的に強制的に実現するような効力はなかったと思われる⁴²。調停委員会と政府および法院との関係について、調停委員会は末端人民法院と末端人民政府の指導・監督を受け、また両機関の協力も得て調停工作を行うと規定した（2条、10条）⁴³。また、調停委員会が調停した事案について、政策・法令に違反した場合、人民法院がそれを正し、または取消さなければならない（9条）。調停の原則について、合法原則、自由意思による参加、調停前置主義をとらないことが規定された（第6条）⁴⁴。人民調停と裁判の関係については、規定がないものの、大衆組織としての性格や非前置原則を明らかにしたことから、少なくとも条文上では調停と裁判には境界がひかれたと考えられる⁴⁵。

辺区時期の人民調停と54年通則が規定する人民調停との違いについて、条文上からは少なくとも以下の諸点を指摘しうる。まず、調停委員会を大衆組織と

ないし拘束すること、③当事者に対する抑圧、（調停に非協力的などであった当事者に）報復すること（7条）。

⁴² 1954年9月に、北京人民法院（クラス不明）が出した「調停委員会のいくつかの問題に対する返答〔關於調解委員會幾個問題的答復〕」（中国社会科学院法学研究所編・前掲注18、50-51頁）では、調停委員会が公印をつくるべきか否かの問いに対し、「調停委員会は人民に対し自身の教育を促す大衆的組織であり、その調停の結果ないし作成した書類は、いずれも法的効力を有しない。それゆえ、公印をつくる必要がない」と答えている。

⁴³ 行政による指導がどのように行われるかについて、条文上では明らかになっていない。

⁴⁴ この三つの原則は、辺区時期ではいくつかの条文の中でもみられるが、正式に確立したのは54年通則であるといわれている（常怡編・前掲注16、21-22頁）。

⁴⁵ 田中教授は、54年通則について、制度上において「これまで不可分の関係にあった政府調停と民事訴訟手続きとが、新たに別個のものとして切り離され、調停はすべて当事者の自発的意思にもとづくとの原則が確立された」と指摘した（田中知行・前掲注6、（1982）173-174頁）。

位置づけ、政府調停が主流であった辺区の人民調停は、大衆組織による調停へと変革された。そして、調停と裁判の境界が明確となり、調停はあくまで当事者の自由意思によるものとされ、調停協議書に法的効力はなくなった。

このような54年通則の動きについて、田中信行教授は、政府調停から大衆組織による民間調停に変わった点を大改革と位置づけ、54年通則について「住民による自治的な組織の一部として活動することになった調停組織のもっとも大きな特徴は、そこで成立した調停の合意がまったく法的拘束力をともなわないという点であろう」と指摘している⁴⁶。確かに条文上からはこのような変化が読み取れる。しかし、実務のレベルまで視野に入れるならば、この指摘について二つの疑問を感じる。すなわち、人民調停は本当に住民自治的な制度になったのか、法的拘束力がまったくなくなったのかである。前述したように、人民調停活動は、末端人民政府と末端人民法院の指導・監督のもとで行うと定めた条文（2条、10条）に関して、関連する文書の中で繰り返しその指導の重要性が強調されている⁴⁷。それゆえ、建前はともかく、実体は単純に政府調停から自治的な組織による調停（民間調停）に変化したとは言いにくいのではなからうか。建国前の辺区人民調停を分析した際、行政、住民自治という複合的な性格を併せ持つ制度であると指摘したが、54年通則下の人民調停についても、同様の結論があてはまると思われる。つまり、条文上において調停組織を大衆組織とし、制度の住民自治的性格が明確になったことは確かであるが、関係する

⁴⁶ 田中信行・前掲注6（1989）287頁。

⁴⁷ たとえば、54年通則の方向を定めた「第二回全国司法会議決議（1953）」では、「人民法院と末端人民政府の指導のもとで、民間紛争を調停する。またその調停活動を通じて大衆に対して、政策法令の教育を行う」（中華人民共和国司法部編・前掲注38、19頁）。「『人民調停委員会暫定通則』に関する司法部の説明（1954）」では、「調停委員会の組織を強固にし、活動の質を引き上げる〔鞏固与提高〕ため、政治上、思想上、組織上の指導を強化しなければならず、常に督促と検査を行わなければならない」、また、「末端人民法院および巡回法廷は、調停活動に対する指導を重要任務の一つとしなければならない、事件の裁判と同様に重視しなければならない」（李春霖編・前掲注39、388頁）。その他、「民間調停活動の強化に関する司法部の通知（1954）」では、その内容の半分は、法院による人民調停に対する指導方法を規定するものであった（同上、392-393頁）。

文書において人民政府等の指導監督の重要性を強調していたところから判断するに、制度の行政的性格はなお失われていなかったと思われる。

54年通則では、調停協議の法的効力に関する条文は設けなかった。それゆえ、「効力はない」と理解することもできるであろう。しかし、上述したように、調停の合意は人民法院と人民政府の指導・監督のもとで出されていること（2条、10条）、政策法令への違反を法院が正さなければならないとされていた（9条）以上、当事者側からみて「まったく法的拘束力」がないと理解されていたといえるのであろうか。仮に調停協議が自発的に履行されず、後に当該紛争が法院に持ち込まれ、調停協議と大幅に異なる判決が出された場合は、これは単に人民法院が人民調停への指導監督責任と、政策法令違反に対する是正義務を尽くしていないということになるではなかろうか。言い換えれば、2条、9条、10条の内容が忠実に行われていれば調停協議と判決とは内容的に大差がないはずである。

55年後半から、農地の集団化政策が強硬に展開されるにつれ、紛争が激増し、加えて裁判活動が立ち後れていたことで、事件が滞るようになった⁴⁸。司法部は1957年7月に、54年通則を事実上撤回し、調停組織を再び行政機関に編入し、以前の辺区のように裁判機関の業務を一定程度肩代わりさせるようにした⁴⁹。その直後、文化大革命などの政治運動が起き、裁判制度のみならず、人民調停制度もまた紆余曲折した道を歩んだ⁵⁰。

文化大革命の間、事実上停止されていた人民調停制度について、1978年5月に開かれた第八次全国人民司法工作会议のコミュニケにおいてその必要性が再び強調され、調停活動への指導が人民法院の重要な任務であるとされたうえ、

⁴⁸ 田中信行・前掲注6、(1989) 289-290頁。

⁴⁹ 田中信行・前掲注6、(1989) 290頁。

⁵⁰ 1957年から文化大革命までの人民調停制度について、田中信行・前掲注6、(1989) 287-303頁を参照されたい。ここでは、以下の諸点について、留意しておきたい。まず、反右派闘争では、末端の組織を動員して運動を展開するために、人民調停委員会はその一翼を担った（同上、291頁）。具体的には、調停委員会は同じレベルの治安防衛委員会と一体になり、新たに「調処委員会」として組織された。そして「調処委員会」は「際立って強い政治性を帯びていた」（同上）という。後の文化大革命では、「(司法関係機関は破壊の対象となり)、人民調停制度も『階級調和』路線であるとして廃止された」という（高見澤磨・前掲注2、30頁）。

調停委員会の設置および健全化を図らなければならないと指示された⁵¹。1980年には54年通則が再公布され、「1980年代を通じて人民調停制度は順調な発展を示すように」⁵²なった。

3. 89年条例

80年代の初頭、人民調停制度については、人民法院組織法（1983年、22条2項）、民事訴訟法（試行）（1982年、14条）の中に規定が設けられ、現行1982年憲法でも人民調停委員会の母体である、村民委員会と居民委員会の性格を「大衆的自治組織」と規定する条文（111条1項）を設けた。法律によって法的地位が確定されるとともに、行政による積極的な組織再建が行われたゆえ、活動がもっとも活発的に展開された時期だと言われている⁵³。しかし、同時期に行われた経済改革にともなう社会の変動が紛争を変化させ、量的にも紛争を激増させるとともに、激化する⁵⁴ケースも増えた⁵⁵。このような状況に対し、人民の団結や社会主義モラルの遵守などを前提とする54年通則が想定した調停

⁵¹ 中国社会科学院法学研究所編・前掲注18、19頁。

⁵² 木間正道＝鈴木賢＝高見澤磨・前掲注14、227頁。

⁵³ 田中信行・前掲注6、300頁。

⁵⁴ 激化とは、民事紛争の処理が誤ったり、放置したりする場合、刑事事件まで転化することを指す（高見澤磨・前掲注2、39頁）。民事紛争から殺傷沙汰にまで激化する原因などについて、同上・184－203頁参照。

⁵⁵ 1984年9月に、司法部が出した「人民調停活動を強化し、社会治安綜合管理〔治理〕を積極的に推進する意見」では、民間紛争の激化を防止することが人民調停活動の重点であると指摘した（『中国司法行政年鑑〔1995〕』（法律出版社、1996）34頁）。また、1988年7月に民間紛争激化防止の全国經驗交流会が開かれ、会議に全国人民代表大会常務委員会副委員長、國務委員、司法部長、最高人民法院長や最高検察院副検察長などが参加したことから激化問題の深刻さがうかがえる（『中国司法行政年鑑〔1995〕』（法律出版社、1996）1039頁）。当該時期に、司法部による一部地域におけるサンプル調査の結果では、殺人〔凶殺〕、放火、毒殺〔投毒〕、爆破、重傷害という5つ類型の刑事事件の中では、55.7%の事件が民間紛争の激化によるものであった（同上）。当時の民間紛争激化の原因について、①当事者が訴訟沙汰を回避する傾向があり、そのため紛争を法院に持ち込まずに、長期にわたって紛争が解決できない、②仮に法院に持ち込もうとしても、受理〔立案〕の基準に達していないため、法院が受理し

方式は、必ずしも当事者を満足させることができなくなった⁵⁶。

以上の問題に対応するため、1989年6月17日、国務院は54年通則を改正して人民調停委員会組織条例（89年条例）を制定し、公布・施行した⁵⁷。89年条例は17カ条によって構成されている。以下、89年条例の主な内容、54年通則と比較して変化した部分について紹介する⁵⁸。

調停委員会は、54年通則と同様に、村民委員会、または居民委員会の下に設置される大衆組織であると規定され（2条）⁵⁹、調停委員になる資格は、従来の公正で、大衆とよく関係を持ち、調停に熱心であるという条件に加えて、法律知識と政策に対する一定の理解を有することを必要とした（4条）⁶⁰。また、居民委員会や村民委員会の委員が調停委員を兼任することが認められ、残りの委員は大衆によって選出するとされる（3条2項）。任期は54年通則の1年か

ない。そのまま紛争が放置され対立が深まりやがて激化する、という分析がある（梁徳超編『人民調解学』〔山東人民出版社、1999〕74頁）。

⁵⁶ 田中信行・前掲注6、（1990）4頁。

⁵⁷ 89年条例が制定された詳しい経緯について、田中信行・前掲注6、（1990）4頁参照。この翌年、司法部は民間紛争処理辦法（以下、90年辦法という）を公布した。90年辦法は、主に人民調停が不成立になり、その処理が末端人民政府に求められた場合の政府の対応について規定している。89年条例と90年辦法との関係について、木間正道＝鈴木賢＝高見澤磨・前掲注14、228－229頁参照。

⁵⁸ 89年条例の日本語訳は、楊磊「中華人民共和国における人民調停制度」修道法学第12巻第2号（1990年）180－184頁参照。

⁵⁹ それ以外に、企業・〔事業単位〕の中においても、「必要に応じて人民調停委員会を設置することができる」（15条）と定めた。村民委員会と居民委員会とは、城市居民委員会組織条例（1954年）、城市居民委員会組織法（1990）、村民委員会組織法（試行）（1988）にもとづいて設置された大衆組織である。その性格、組織、活動については、高見澤磨・前掲注2、33頁参照。

⁶⁰ 調停委員にも法律の専門知識が要求された原因として、田中教授は以下のように指摘している。それまで法律上の争いとはなりえなかった紛争は、法律上の権利義務関係の確定を求める紛争へと変質するようになり、党の権威や政策もしくは社会主義的モラルにたよった説得だけでは、当事者を納得させることができなくなった。調停の場合にも明確な法的根拠にもとづく処理が必要となり、調停員にも法律上の専門的知識が要求されるようになった（田中信行・前掲注6、〔1989〕304頁）。

ら3年に変更された(3条2項)。さらに、多民族が居住する地域では、人数の少ない民族からも調停委員を選出すべきとされる(3条3項)。

調停が扱う紛争の範囲について、54年通則では「民事紛争および軽微な刑事事件」と規定していたが、89年条例では「民間紛争」に限定した(5条)。「民事紛争」ではなく「民間紛争」というあいまいな表現を用いた理由は不明だが、その「民間紛争」の範囲について、翌年に出された90年辦法では、「身分、財産上の権利利益[權益]に関し、および日常生活の中で発生した市民間の紛争」と定義している。「軽微な刑事事件」が対象から除外されたのは確かであろう。除外された理由について、86年に改正された「治安管理处罰条例」にもとづいて、軽微な刑事事件の調停は公安機関の職権に加えられたという解釈がある⁶¹。

調停の開始について、当事者の申請によって開始すると定めている(7条1項)。しかし、他方で同時に当事者が申請していなくても、調停委員会は自らの職権により調停を行うことができると規定している(7条2項)⁶²。調停の法的効力については、一切条文を設けていない54年通則に対し、89年条例では調停委員会の主宰のもとで達成できた調停協議は、当事者が履行しなければならないというあいまいな条文を設けた(9条1項)⁶³。

調停委員会と政府および法院との関係については、54年通則と同じく、調停委員会は末端人民法院と末端人民政府の指導・監督を受けると規定した(2条1項)。その上、末端人民政府およびその派出機関は、人民調停委員会の日常活動を指導し、具体的には司法補佐員[助理員]がその責任を負うと定めた(2条2項)⁶⁴。それに合わせて、54年通則では「調停が政策・法令に違反した場

⁶¹ 田中信行・前掲注6、(1990)5頁。

⁶² この職権による調停開始が規定されていることから、調停委員会は自ら紛争を発見し調停を行うことを要求されているかのようなのである。紛争が深刻化する以前の萌芽的な状態において処理することが意図されているのである。紛争の早期発見には、調停委員会の日々の情報収集が欠かせない。このいわば紛争早期発見活動は、同時に監視システムとしても機能しうることはいうまでもない。

⁶³ しかし、同条2項では、協議に至らず、または協議が成立した後、一方が翻意した場合、末端人民政府に処理を求めることができるほか、人民法院に提訴することができると規定されている。「翻意」ができるという点において、少なくとも条文上では、調停協議には法的効力が付与されていないと解される。

⁶⁴ 司法補佐員の職務について、1981年11月に司法部が司法補佐員工作暫定規

合の是正」は末端人民法院の権限であったが（54年通則、9条）、89年条例では、人民政府の権限となり（第10条）⁶⁵、政府による人民調停への指導を一層具体化し、強化したといえよう。

以上を総合すると、54年通則と比べて、89年条例には主に以下二つの変化があったと指摘しうる。すなわち、人民調停手続に対する行政の関与が強化されたこと、人民調停協議は法的効力が「ある」という方向に移動したことである。行政関与が強化された証拠としては、①行政官である司法補佐員が、直接に人民調停を指導することを条文によって明確にしたこと、②人民調停が法律・法規・政策に違反した際にこれを是正する権限を人民法院から人民政府に移したことがある。また、後に公布した90年辦法によって、③人民調停委員会による調停に対する不服申立手続も新たに導入され、その受理機関は人民政府とされた⁶⁶。人民調停委員会の調停結果に対して、人民政府がその是非を判断することには、人民政府による人民調停委員会に対して指導の意味合いがあると思われる。また、人民政府は、調停委員会にとって、後見人的、後ろ盾的存在であることも読み取れるであろう。このように、人民調停委員会を大衆組織と位置

定を公布し、末端の行政機関に置かれる司法助理員が人民調停委員会の活動を管理すること、調停に対して指導、検査、疑義のある調停への参加などを定めた（3条1項、2項）。よって、司法補佐員の関与は89年条例の前にも行われていた。89年条例はそれを追認したにすぎない。

⁶⁵ これについて、田中教授は以下のように指摘している。人民法院が「人民政府のように当事者からの申立てをまつことなく、みずから主体的に是正する権限を行使することはできなくなったわけで、その分だけ人民政府の指導性が高まったと評価しうるであろう」（田中信行・前掲注6、（1990）6頁）。後に制定された現行民事訴訟法（1991）の中では、「人民調停委員会が民間紛争を調停した際、法律に違反した場合は、人民法院がそれを是正しなければならない」（第16条3項）と規定を置いたが、実際には、これはほとんど行使されていないと指摘する研究がある（王晶「対人民調解原則作為民事訴訟基本原則的質疑」塩城工学院学報（社会科学版）2003第1期9頁）。

⁶⁶ 不服とされた事案に対する人民政府の調停は、処理が下されてから15日以内に、当事者が人民法院に訴えを提起しなければ、法的効力が生ずると規定され、末端人民政府は当事者の申請によって執行することができると定めた（90年辦法第21条）。なお、この人民政府が、人民調停委員会に対する申立てを受理する構造は、辺区時期の下級・上級人民調停という構造に類似している。

づける条文を残しつつも、行政の関与が強化されたことからみて、54年通則についても指摘したように、「人民調停は複合的な性格を持ち合わせている」という結論が、89年条例にもあてはまることになる。

調停の法的効力について、89年条例が制定されるまでに学界では大きな論争がまき起った⁶⁷。最終的には、89年条例において人民調停協議の法的効力について明確させることに至らなかった。しかし、全く規定を設けなかった54年通則よりも、「当事者が履行しなければならない」というあいまいな条文を設け、54年通則よりも「効力がある」という方向に動いたことは明らかであろう。また、利用者側からみても、調停自体が人民政府と人民法院の指導・監督を受けるため、利用者は調停協議にまったく法的効力がないと意識しているとは考えにくい。そして、法的効力とは関係ないが、調停委員会の構成員は街や村の顔役的な人物が多いことから、社会的な圧力により、当事者に調停協議を履行させる実質的な拘束力を有すると指摘する研究もある⁶⁸。法的効力について論争になったこと自体から判断すると、調停に法的効力を持たせ、本来、法院が処理すべき紛争を人民調停制度の処理に委ね、肩代わりさせるという思考回路が強く残っていたと思われる⁶⁹。

⁶⁷ 論争の中で出された論文は、後に中華人民共和国司法部が1992年に編集した『中国司法行政的理論与实践』に掲載されている。とりわけ、人民調停は大衆組織が行う調停であり、自由意思に基づく調停であるゆえ、法的効力を与えるべきでないとする主張(中華人民共和国司法部編『中国司法行政的理論与实践』[中国政法大学出版社、1992] 1689-1690頁[執筆=于維超]、1692頁[執筆=繆瑾])、人民調停制度の法的地位を高め、紛争を有効に処理すると同時に、調停委員の調停に対するやる気を引き出し、委員会の活動の効率を高めるために、調停協議に法的効力を与えるべきとする主張(同上1690頁、[執筆=王祺国、張荻秋]、1690-1691頁[執筆=賀劍強])、調停協議書は判決、裁定のような法的効力はないが、しかし、両当事者の自由意思のもとでできたものであるゆえ、民事契約であると理解すべきとする主張(同上1692頁[執筆=張友漁]、1693頁[執筆=賀好彰])などが対立していた。

⁶⁸ 宇田川幸則・前掲注2、167頁。

⁶⁹ このような思考回路が続く限り、人民調停に法的効力を与えるのは、もはや時間の問題となろう。この答えは、いよいよ司法部が2002年に出した人民調停に関する規定の中に現れることになる。本稿の第三章で議論する。

4. 小 括

以上では人民調停についての条例・規定を辺区時代、54年通則、89年条例の順に概観した。これまでの整理を踏まえて、89年条例までの人民調停の性格の変化を以下のようにまとめることができよう。

三つの時期における人民調停制度は、いずれも複合的に二つの性格、すなわち行政的性格、住民自治的性格を持ち合わせていたといえる。複合的な性格を持つ当該制度は、辺区時期では、陝甘寧辺区の下級調停のような自治的な調停もあるものの、基本的に行政がイニシアティブをとり積極的に制度建設・運営を進めていたがゆえに行政的な性格も強い。54年通則では、人民調停委員会が「大衆的調停組織」であるとした条文を掲げ、住民のイニシアティブによる制度への転換を一時的に試みたが、結果的に「住民自治」的な制度に転換したとは考えにくい。89年条例では、たとえば司法補助員による関与などのように、行政による関与を制度的に定め、行政的な性格が再び強くあらわれたが、しかし、辺区時期の行政のイニシアティブによる運営ではなく、むしろ指導や監督というような後見的な行政関与に転換しようとした。したがって、先行研究における当該制度位置づけについて、鈴木賢教授が指摘したように⁷⁰制度を行政的なものか、住民自治的なものか、という二者択一的に分類することは妥当でないと思われる。

複合的な性格を持ちつつも、行政のイニシアティブによる組織運営（辺区）から、住民自治への転換（54年通則）が試みられた原因は、主に以下二つが考えられる。すなわち、①政治的環境と②裁判制度の実態である。①辺区時期では、戦争に勝利するため、人民調停制度に紛争処理のみならず、紛争処理活動を通じて党の政策の宣伝、人民の動員、イデオロギー教化などの政治的な目的が強く期待されていた。しかし、建国後、「戦争に勝つ」という緊迫性が消え、例えばイデオロギー教化など人民調停に期待している役割の必要性もある程度弱まった。②先行研究においても指摘されているように、辺区では、法院の整備など司法制度が著しく不備であった。そのために法院が処理すべき紛争を人民調停制度の処理に委ね、肩代わりさせる切実な必要性があったと思われる。また、紛争処理の質を保障するために、行政中心が要請された。建国後は、法律や法院の整備が進み、人民調停が司法制度の不備を補うためにその一翼を担

⁷⁰ 鈴木賢・前掲注7、169頁。

うという必要性がある程度低くなった。そして、89年条例において再び行政的性格が強くなった原因とは、改革開放にともない、経済活動が活発になるにつれ以前と比べて紛争が多発するようになり、「激化」するケースも増えた。それに対応するために、行政が人民調停を介して社会秩序の維持を図ろうとしたからである。このような政治的環境、裁判制度実態の変化や経済路線の変化によって、人民調停制度の性格の重心も「行政的」から「住民自治的」を経て再び「行政的」に回帰した。

人民調停の性格の変化にともない、人民調停協議の法的効力も変化してきた。すなわち、法的効力を有すると規定すること（辺区の諸規定・条例）から、法的効力に関する条文を設けない（54年通則）を経て、「当事者が履行しなければならない」（89年条例）というあいまいな条文を設けるに至った。しかし、制度が終始複合的な性格を持ち合わせているのと同様に、調停協議の効力も当該時期に調停協議に実際に法的効力が「あった」、あるいは「なかった」ということを意味するものではない。

日本においてある法制度を研究する際、まず、当該制度の性格や法的効力をはっきりさせることが大前提である。しかし、このような手法をもって中国の法制度にアプローチすれば、ズレた像ができてしまう恐れが大いにあると思われる。つまり、中国法の世界では、多くの場合、「ある」もしくは「ない」とはっきりさせることが困難である⁷¹。中国の法制度を描き出す際、むしろ「ある」と「ない」を両端とする1つの直線の上のどの点にあるか、というアプローチをとるべきかもしれない。この表現方法に即してこれまでの人民調停制度変遷に現れた制度の性格と法的効力の変化のイメージを表せば、図1と図2が示すよ

⁷¹ このような中国法の状態を、鈴木賢教授は「中国法のグラデーション状態」という表現を用いて、西洋法的なアプローチによる中国法研究の限界を指摘した（鈴木賢「中国法の思考様式—グラデーションの法文化」安田信之・孝廷延夫編『アジア法研究の新たな地平』（成文堂、2006年刊行予定）。教授によれば、法的領域と法外領域、法的紛争と社会的紛争、法律家と非法律家、法的効力があるとないなど、西洋法において峻別されているものが、中国においてむしろ「連続」していると指摘した。（なお、教授が提示した、「中国の社会では、いまだ日常世界と法的領域が垣根なく地続きになっている」という分析について、鈴木賢「北東アジア法文化圏—中華人民共和国と中心として」比較法研究60号〔1998年〕40頁参照）。

うに、「行政的」と「住民自治的」、または法的効力が「ある」と「ない」を両端とし、時間軸を加えた場合、緩やかなカーブを描いて変化していることが分かる。

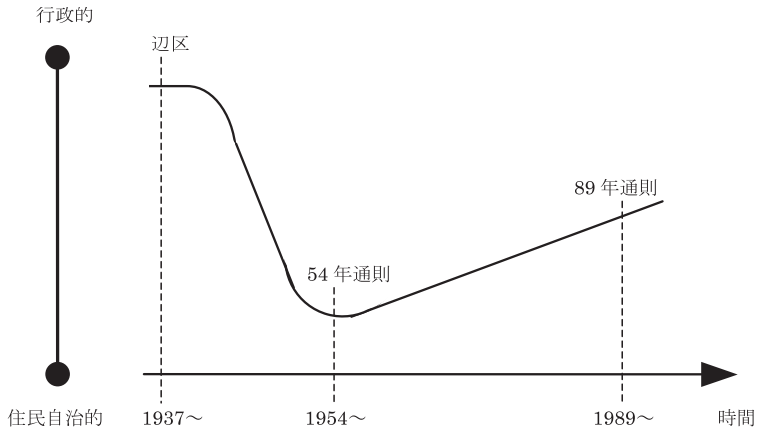


図1. 人民調停の性格

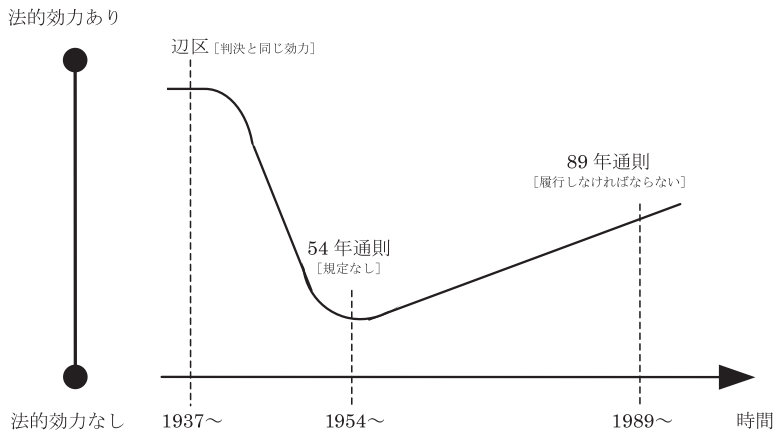


図2. 人民調停の法的効力

調停好き神話の崩壊(1)

図1と図2からでも分かるように、人民調停の効力の有無は、行政的性格の強弱と軌を一にしている。つまり、人民調停制度に関して、法的効力と制度の性格について、行政の関与が強化された場合は、法的効力があるという方向に移動するという傾向があることが確認できる。次章では、これまでの人民調停利用のデータを分析した後、第三章において、果たしてこの傾向は、2002年改革にも当てはまるかを探ってみたい。

第2章 人民調停と裁判の利用の変化

本章では、人民調停利用件数の変化、および民事紛争処理における人民調停と訴訟手続の役割分担の変化を究明するため、以下三つの考察を行う。①1986年から2004年まで19年間の人民調停利用件数の統計データ¹を分析し、調停の担い手、処理件数および紛争類型別の利用件数にいかなる変化を生じているのかを概観する。ついで、②1986年から2001年までの16年間の民事訴訟第一審の利用状況²、とりわけ総件数の推移、類型別の変化、終局における判決と法院調停（訴訟内調停）の割合の変化をみる。そして、③以上二つのデータを総合し、人民調停と民事訴訟の役割分担が、この16年余りの間でどのように変化してきたのかを確認する。最後に、以上の三つの考察をふまえて、人民調停の利用変化について、最も特徴的と思われるいくつかの紛争類型をとりあげ、人民調停と裁判が果たす役割はなぜ変化したのかを探ってみる。

なお、本節で用いられている図表は、いずれも参考資料としてあげた〔表1 数字でみる人民調停委員会と人民調停〕、〔表2 数字でみる民事訴訟第一審〕、〔表3 数字でみる経済訴訟第一審〕をもとに作成したものである³。

¹ 本節で引用するデータは、特に注記がない限り、いずれも『中国法律年鑑』（法律出版社、〔1987—1989〕、中国法律年鑑出版社、〔1990—2003〕）、『中国統計年鑑』（中国統計出版社、〔1996〕、〔1998—2004〕）によるもの。本稿では、司法統計が公式に公表されはじめた1986年以降を分析対象とする。なお、1986年以前の人民調停利用のデータについて、藍全善ほか編『当代中国的司法行政工作』（当代中国出版社、1995）455—456頁、高見澤磨『現代中国の紛争と法』（東京大学出版会、1998）40頁参照。また、1986年以前の民事裁判利用のデータについて、何蘭階〔ほか〕編『当代中国的審判工作〔下〕』（当代中国出版社、1993）5—18頁参照。

² 公布されている民事第一審のデータは、2002年より統計方法が変わったため、それまでのデータと比較分析することはできなくなった。そのため、ここでは分析の対象から外している。

³ 2004年から人民調停に関する統計の表示方法方が変わった。そのため、〔表1〕の2004年の部分では、紛争類型別の処理件数を示すことができなかった。〔表2〕、〔表3〕について、1986年の事案類型ごと、終局の内訳、1987年の終局内訳のデータが欠落している。

表1 数字でみる人民調停委員会と人民調停

	1986年	1987年	1988年	1989年	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年
人民調停委員会	957,589	980,325	1,002,635	1,006,040	1,020,537	1,040,330	1,011,221	1,007,935	1,009,407
調 停 委 員	6,087,349	6,205,813	6,370,396	5,937,110	6,256,191	9,914,135	10,179,201	9,766,519	9,997,616
組織あたり人数	6.4	6.3	6.4	5.9	6.1	9.5	10.1	9.7	9.9
1委員会処理件数(平均)	7.6	7.1	7.2	7.3	7.3	6.8	6.1	6.2	6.1
人民調停処理総件数	7,307,049	6,966,053	7,255,199	7,341,030	7,409,222	7,125,524	6,173,209	6,222,958	6,123,729
婚姻家庭紛争									
婚 姻	1,223,836	1,188,353	1,240,006	1,238,819	1,222,214	1,333,026	1,183,317	1,187,687	1,191,925
(率)	16.75%	17.06%	17.09%	16.88%	16.50%	18.71%	19.17%	19.09%	19.46%
相 続	262,408	241,648	269,300	270,654	284,979	295,794	280,448	295,766	296,227
(率)	3.59%	3.47%	3.71%	3.69%	3.85%	4.15%	4.54%	4.75%	4.84%
扶 養 ^{※1}	404,356	380,038	416,871	409,235	445,963	472,188	413,476	434,085	440,621
(率)	5.53%	5.46%	5.75%	5.57%	6.02%	6.63%	6.70%	6.98%	7.20%
家 庭 ^{※2}	1,044,849	1,074,726	1,100,103	1,146,960	1,167,792	—	—	—	—
(率)	14.30%	15.43%	15.16%	15.62%	15.76%	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	723,154	602,351	587,173	570,404
(率)	—	—	—	—	—	10.15%	9.76%	9.44%	9.31%
家屋・宅地・敷地	1,107,453	1,024,296	974,217	947,975	894,349	859,857	721,004	687,822	659,980
(率)	15.16%	14.70%	13.43%	12.91%	12.07%	12.07%	11.68%	11.05%	10.78%
債 務	333,102	325,388	390,390	418,684	498,564	435,016	415,558	463,727	462,539
(率)	4.56%	4.67%	5.38%	5.70%	6.73%	6.11%	6.73%	7.45%	7.55%
生産・経営	725,889	667,409	733,972	736,105	751,651	744,818	623,492	626,722	611,555
(率)	9.93%	9.58%	10.12%	10.03%	10.14%	10.45%	10.10%	10.07%	9.99%
損 害 賠 償	535,584	482,920	511,273	526,141	528,148	531,927	464,736	442,967	492,325
(率)	7.33%	6.93%	7.05%	7.17%	7.13%	7.47%	7.53%	7.12%	8.04%
相 隣 関 係	875,576	889,502	925,105	956,102	989,827	1,074,351	946,080	947,589	899,226
(率)	11.98%	12.77%	12.75%	13.02%	13.36%	15.08%	15.33%	15.23%	14.68%
そ の 他	793,996	691,773	693,962	690,355	625,735	599,110	522,747	549,420	498,927
(率)	10.87%	9.93%	9.57%	9.40%	8.45%	8.41%	8.47%	8.83%	8.15%

※1 【扶養】の中では、撫養・扶養・贍養が含まれている。その区別の必要性ないし方法は、鈴木賢「現代中国相続法の原理—伝統の克服と継承」(成文堂、1992) 102-103頁、木間正道=鈴木賢=高見澤磨「現代中国法入門 [第3版]」(有斐閣、2003) 170頁参照。
 ※2 【家庭】紛争とは、日常生活における、家庭成員間に起きる紛争を指す。主に夫婦間、嫁姑間、世代間、兄弟間に生じる、家庭財産の使用、養子縁組・離縁などについての紛争をいう岑生挺・鄭玉華「民間糾紛調停指南」(警官教育出版社、1992) 161-164頁。
 ※3 「中国法律年鑑」の1991、1995及び1997年の内訳の合計は総計と一致していない。1995年、1997年のデータについて、合計と総計が一致している「中国統計年鑑」によるものである(1995:「中国統計年鑑1996」、731頁、1997年:「中国統計年鑑1998」、781頁)。

1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年
1,009,814	1,001,579	985,313	983,681	974,100	964,000	923,000	890,600	878,000	853,300
10,258,684	10,354,176	10,273,940	9,175,300	8,802,500	8,445,000	7,793,000	7,161,600	6,692,000	5,144,200
10.2	10.3	10.4	9.3	9	8.8	8.4	8	7.6	6.0
6	5.8	5.6	5.4	5.3	5.2	5.3	5.2	5.1	5.2
6,028,481	5,802,230	5,543,166	5,267,194	5,188,646	5,030,619	4,860,695	4,636,139	4,492,157	4,414,233
1,146,769	1,091,703	1,031,489	952,317	868,585	871,710	851,919	796,279	752,010	—
19.02%	18.82%	18.61%	18.08%	16.74%	17.33%	17.53%	17.18%	16.74%	—
311,159	305,336	308,321	274,689	270,751	276,601	263,664	258,058	248,858	—
5.16%	5.26%	5.56%	5.22%	5.22%	5.50%	5.42%	5.57%	5.54%	—
451,490	432,931	416,127	388,352	372,193	390,002	349,474	347,491	326,451	—
7.49%	7.46%	7.51%	7.37%	7.17%	7.75%	7.19%	7.50%	7.27%	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
544,425	534,102	522,131	444,176	411,646	412,801	396,352	351,181	329,711	—
9.03%	9.21%	9.42%	8.43%	7.93%	8.21%	8.15%	7.57%	7.34%	—
641,074	591,567	556,670	544,742	538,843	532,656	522,359	482,739	454,171	398,759
10.63%	10.20%	10.04%	10.34%	10.39%	10.59%	10.75%	10.41%	10.11%	9.03%
477,318	480,662	465,281	453,866	480,341	451,049	440,451	424,325	423,661	—
7.92%	8.28%	8.39%	8.62%	9.26%	8.97%	9.06%	9.15%	9.43%	—
636,018	602,932	570,754	539,614	529,318	495,783	479,220	447,529	426,279	—
10.55%	10.39%	10.30%	10.24%	10.20%	9.86%	9.86%	9.65%	9.49%	—
415,886	414,518	394,960	386,595	387,208	364,585	353,218	353,371	335,132	340,021
6.90%	7.14%	7.13%	7.34%	7.46%	7.25%	7.27%	7.62%	7.46%	7.70%
883,281	838,157	800,775	794,588	764,541	740,161	729,237	694,451	690,547	793,917
14.65%	14.45%	14.45%	15.09%	14.73%	14.71%	15.00%	14.98%	15.37%	17.99%
521,061	510,322	476,658	488,255	565,220	492,271	474,801	480,715	505,337	478,318
8.64%	8.80%	8.60%	9.27%	10.89%	9.79%	9.77%	10.37%	11.25%	10.84%

※4 「中国法律年鑑1997」に記載された1996年のデータの中、【人民調停委員会】の数は「10,001,579」になっていたが、他年度のデータと比較し、「中国統計年鑑1997」(741頁)を参照したところ、記入ミスと判断したため、「1,001,579」に修正した。
 ※5 1998年のデータに関して、「中国法律年鑑1999」では、ほぼ全部の項目を「〇〇万件」という表示が用いられ、千桁以下の詳細のデータを得られなかった。当該年度の人民調停の件数の内訳について、「中国法律年鑑2000」(1230頁)を参照した。
 ※6 なお、【調停委員】について1998-2001、【人民調停委員会】1999-2001、「中国法律年鑑」「中国統計年鑑」の中では、いずれも万件という単位を用いたため、詳細に記されていない桁を「0」として補った。
 ※【出典】「中国法律年鑑」1987-2005、「中国統計年鑑」1996、1998-2004。

表2 数字でみる民事訴訟第一審

	1986年	1987年	1988年	1989年	1990年	1991年	1992年
受理	989,409	1,213,219	1,455,130	1,815,385	1,851,897	1,880,635	1,948,786
終局	978,990	1,196,494	1,419,056	1,808,538	1,849,728	1,910,013	1,948,949
事案の内訳(終局)							
婚姻家庭紛争	—	645,739	734,761	874,223	935,831	1,007,901	1,042,880
(率)	—	53.97%	51.78%	48.34%	50.59%	52.77%	53.51%
相続	—	23,640	24,061	24,669	20,529	19,436	18,414
(率)	—	1.98%	1.70%	1.36%	1.11%	1.02%	0.94%
住宅・家屋	—	70,680	66,217	70,282	58,095	57,747	59,052
(率)	—	5.91%	4.67%	3.89%	3.14%	3.02%	3.03%
土地・林木・水利など	—	34,532	36,295	40,685	37,709	31,541	22,969
(率)	—	2.89%	2.56%	2.25%	2.04%	1.65%	1.18%
相隣関係	—	—	—	—	—	—	11,167
(率)	—	—	—	—	—	—	0.57%
損害賠償	—	127,357	144,107	170,791	169,919	184,878	190,073
(率)	—	10.64%	10.16%	9.44%	9.19%	9.68%	9.75%
債務	—	250,140	364,612	568,320	568,016	543,322	565,880
(率)	—	20.91%	25.69%	31.42%	30.71%	28.45%	29.04%
知的財産権	—	—	267	289	275	421	578
(率)	—	—	0.02%	0.02%	0.01%	0.02%	0.03%
人身権	—	—	2057	2,696	2,922	3,402	3,602
(率)	—	—	0.14%	0.15%	0.16%	0.18%	0.18%
特別手続	—	—	—	637	664	729	1,079
(率)	—	—	—	0.04%	0.04%	0.04%	0.06%
その他	—	44,406	46,679	58,946	55,768	60,636	33,255
(率)	—	3.71%	3.29%	3.26%	3.01%	3.17%	1.71%
終局の内訳(一審)	978,990	1,196,494	1,419,056	1,808,538	1,849,728	1,910,013	1,948,949
調解	—	—	1,017,829	1,253,895	1,194,350	1,128,465	1,136,970
(率)	—	—	71.73%	69.33%	64.57%	59.08%	58.34%
判決	—	—	213,664	297,999	353,940	456,000 ₂₎	460,932
(率)	—	—	15.06%	16.48%	19.13%	23.87%	23.65%
裁定	—	—	10,725	—	—	—	—
(率)	—	—	0.76%	—	—	—	—
却下・棄却	—	—	—	—	—	—	—
(率)	—	—	—	—	—	—	—
取下げ	—	—	151,025	—	—	—	—
(率)	—	—	10.64%	—	—	—	—
移送	—	—	17,173	—	—	—	—
(率)	—	—	1.21%	—	—	—	—
その他	—	—	8640 ₂₎	256,644	301,438	325,548	351,047
(率)	—	—	0.61%	14.19%	16.30%	17.04%	18.01%

※1 1988年の内訳では、【終決】という項目があったが、その意味については不明瞭であり、【その他】に含めて処理した。
 ※2 『中国法律年鑑』では、1991年だけ、「判決・裁定」という分別・表示の仕方をしている。よって、【判決】項目に、【裁定】が含まれている。

1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年
2,089,275	2,383,764	2,718,533	3,093,995	3,277,572	3,375,069	3,519,244	3,412,259	3,459,025
2,091,651	2,382,174	2,714,665	3,084,464	3,242,202	3,360,028	3,517,324	3,418,481	3,457,770
1,096,194	1,197,343	1,314,678	1,398,396	1,428,722	1,427,550	1,399,898	1,347,808	1,345,963
52.41%	50.26%	48.43%	45.34%	44.07%	42.49%	39.80%	39.43%	38.93%
17,479	16,215	16,277	16,526	15,138	14,762	14,730	14,244	15,177
0.84%	0.68%	0.60%	0.54%	0.47%	0.44%	0.42%	0.42%	0.44%
67,036	80,868	93,147	108,760	117,816	139,987	155,923	166,225	172,888
3.20%	3.39%	3.43%	3.53%	3.63%	4.17%	4.43%	4.86%	5.00%
20,619	22,923	27,624	29,156	29,519	32,946	33,157	31,368	33,503
0.99%	0.96%	1.02%	0.95%	0.91%	0.98%	0.94%	0.92%	0.97%
12,594	14,787	17,039	18,505	20,634	23,635	25,490	27,598	32,246
0.60%	0.62%	0.63%	0.60%	0.64%	0.70%	0.72%	0.81%	0.93%
197,606	213,455	245,004	275,233	296,633	328,626	365,260	388,168	405,729
9.45%	8.96%	9.03%	8.92%	9.15%	9.78%	10.38%	11.35%	11.73%
638,318	783,077	939,927	1,156,431	1,243,159	1,294,294	1,411,387	1,327,763	1,293,006
30.52%	32.87%	34.62%	37.49%	38.34%	38.52%	40.13%	38.84%	37.39%
548	516	883	979	1,332	1,074	1,098	1,534	1,664
0.03%	0.02%	0.03%	0.03%	0.04%	0.03%	0.03%	0.04%	0.05%
4,650	5,525	6,346	7,396	8,407	9,160	10,533	11,596	12,581
0.22%	0.23%	0.23%	0.24%	0.26%	0.27%	0.30%	0.34%	0.36%
1,106	1,448	1,183	1,619	1,844	2,377	2,883	2,987	3,762
0.05%	0.06%	0.04%	0.05%	0.06%	0.07%	0.08%	0.09%	0.11%
35,501	46,017	52,557	71,463	78,998	85,617	96,965	99,190	141,251
1.70%	1.93%	1.94%	2.32%	2.44%	2.55%	2.76%	2.90%	4.09%
2,091,651	2,382,174	2,714,665	3,084,464	3,242,202	3,360,028	3,517,324	3,418,481	3,457,770
1,224,060	1,392,114	1,544,258	1,672,892	1,651,996	1,540,368	1,500,269	1,336,002	1,270,556
58.52%	58.44%	56.89%	54.24%	50.95%	45.84%	42.65%	39.08%	36.74%
487,005	547,878	658,187	815,741	955,530	1,115,849 ₂₎	1,257,467	1,328,510	—
23.28%	23.00%	24.25%	26.45%	29.47%	33.21%	35.75%	38.86%	41.00%
367,222	429,895	498,636	579,320	618,748	—	—	—	—
17.56%	18.05%	18.37%	18.78%	19.08%	—	—	—	—
—	—	—	—	—	22,382	26,280	31,914	35,342
—	—	—	—	—	0.67%	0.75%	0.93%	1.02%
—	—	—	—	—	636,731	679,443	669,166	679,720
—	—	—	—	—	18.95%	19.32%	19.57%	19.66%
—	—	13,584	16,511	15,928	—	—	—	—
—	—	0.50%	0.54%	0.49%	—	—	—	—
13,364	12,287	—	—	—	44,698	53,865	52,889	54,527
0.64%	0.52%	—	—	—	1.33%	1.53%	1.55%	1.58%

※3 1998年のデータでは、【調解】の次の項目は【維持】となっていた。民事第一審なので、【(判決)維持】ということはある得ない。他年度のデータと比較したところ、それが【判決】との記入ミスであると判断した。
 ※ 【出典】『中国法律年鑑』1987～2002、『中国統計年鑑』2002。

表3 数字でみる経済訴訟第一審

	1986年	1987年	1988年	1989年	1990年	1991年	1992年
受理	322,153	367,156	513,615	690,765	588,143	563,260	650,601
終局	308,393	365,848	486,483	669,443	598,317	583,771	648,018
事案の内訳							
経済契約紛争	—	331,797	443,571	615,778 _{※1}	553,540	535,799	595,510
(率)	—	90.69%	91.18%	91.98%	92.52%	91.78%	91.90%
渉外経済紛争 _{※2}	—	163	195	277	467	620	763
(率)	—	0.04%	0.04%	0.04%	0.08%	0.11%	0.12%
損害賠償紛争	—	748	1,009	990	1,134	1,613	2,392
(率)	—	0.20%	0.21%	0.15%	0.19%	0.28%	0.37%
省略項目合計 _{※3}	—	1,030	0	416	521	547	6,024
(率)	—	0.28%	0.00%	0.06%	0.09%	0.09%	0.93%
その他	—	32,110	41,708	51,982	42,655	45,192	43,329
(率)	—	8.78%	8.57%	7.76%	7.13%	7.74%	6.69%

終局事件数	308,393	365,848	486,483	669,443	598,317	583,771	648,018
内訳							
調停	—	—	388,760	513,484	414,580	358,558	397,404
(率)	—	—	79.91%	76.70%	69.29%	61.42%	61.33%
判決	—	—	41,933	70,140	88,296	117,128	135,202
(率)	—	—	8.62%	10.48%	14.76%	20.06%	20.86%
裁定	—	—	—	—	—	—	—
(率)	—	—	—	—	—	—	—
取下げ	—	—	43,702	—	—	—	—
(率)	—	—	8.98%	—	—	—	—
移送	—	—	9,396	—	—	—	—
却下・棄却	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	2,692 _{※4}	85,819	95,441	108,085	115,412

※1 1989年から1992年まででは、経済契約紛争の内訳が以下のように示していた。

	1989年	1990年	1991年	1992年
経済契約紛争	615,778	553,540	535,799	595,510
購入・販売契約 _{※5}	192,808	173,400	180,485	214,093
貸借契約	251,582	216,799	178,040	182,980
その他	171,388	163,341	177,274	198,437

※2 渉外経済紛争の中では、香港、マカオの事件が含まれている。台湾については、不明である。

※3 『中国法律年鑑』では、年度によって、もっと細かく項目を分類をして、その事件数を記載している。本稿は、経済訴訟の全体的な趨勢を明らかにすることを目的にしているゆえ、細部の分類・記載を省略して、その合計のみ記載することにした。

※4 1988年のみ、【終結】と(2,692件)という項目があったが、その意味について、不明瞭であるため、【その他】に含めて掲載した。

※5 1999年に公布された契約法では、社会主義法に由来する購入・販売契約という概念に代えて、より一般的に目的物の所有権を移転させることを目的とする売買契約(130条)が規定された。木間正道=鈴木賢=高見澤磨『現代中国法入門 [第3版]』(有斐閣、2003)206頁参照。

※ [出典]『中国法律年鑑』1987~2002、『中国統計年鑑』2002。

1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年
894,410	1,053,701	1,278,806	1,519,793	1,483,356	1,455,215	1,535,613	1,297,843	1,155,992
883,681	1,045,440	1,271,434	1,504,494	1,478,139	1,456,247	1,543,287	1,315,405	1,158,702
814,842	964,302	1,178,311	1,393,275	1,367,560	1,332,932	1,417,074	1,203,410	1,066,655
92.21%	92.24%	92.68%	92.61%	92.52%	91.53%	91.82%	91.49%	92.06%
904	1,083	1,432	1,455	1,248	—	—	—	—
0.10%	0.10%	0.11%	0.10%	0.08%	—	—	—	—
2,707	2,682	3,742	—	3,801	4,000	4,729	4,428	6,330
0.31%	0.26%	0.29%	—	0.26%	0.27%	0.31%	0.34%	0.55%
8,500	9,453	11,643	18,649	16,933	18,566	18,783	19,367	22,198
0.96%	0.90%	0.92%	1.24%	1.15%	1.27%	1.22%	1.47%	1.92%
56,728	67,920	76,306	91,115	88,597	100,749	102,701	88,200	63,519
6.42%	6.50%	6.00%	6.06%	5.99%	6.92%	6.65%	6.71%	5.48%

883,681	1,045,440	1,271,434	1,504,494	1,478,139	1,456,247	1,543,287	1,315,405	1,158,702
555,585	625,078	729,343	804,492	732,753	626,741	631,892	449,558	351,776
62.87%	59.79%	57.36%	53.47%	49.57%	43.04%	40.94%	34.18%	30.36%
172,903	217,072	282,442	383,206	428,509	497,156	543,039	524,928	501,768
19.57%	20.76%	22.21%	25.47%	28.99%	34.14%	35.19%	39.91%	43.30%
142,032	187,123	242,748	296,812	295,071	—	—	—	—
16.07%	17.90%	19.09%	19.73%	19.96%	—	—	—	—
—	—	—	—	—	274,692	299,289	273,905	247,677
—	—	—	—	—	18.86%	19.39%	20.82%	21.38%
13,161	16,167	16,901	19,984	21,806	—	—	—	—
—	—	—	—	—	9,600	13,426	17,676	16,621
—	—	—	—	—	48,058	55,641	49,338	40,860

1. 人民調停制度の利用状況の変化

(1) 調停委員会、同委員、利用件数の変化

人民調停制度の担い手である調停委員会及び同委員数がどのように変化してきたかをみておこう。〔表4〕で示されているように、人民調停委員会数は、1991年の104万ヶ所をピークにして⁴、その後1994年と1995年に一時わずかに増えたものの、ほぼ年々減少傾向を遂げてきた。2004年には、1986年よりも少ない85万ヶ所にまで減った。これは、ピーク時の1991年と比較すると19万ヶ所も減少したことになる。

表4 人民調停委員会と調停委員の変化

	人民調停委員会	前年度比	調停委員	前年度比
1986年	957,589	—	6,087,349	—
1987年	980,325	2.37%	6,205,813	1.95%
1988年	1,002,635	2.28%	6,370,396	2.65%
1989年	1,006,040	0.34%	5,937,110	-6.80%
1990年	1,020,537	1.44%	6,256,191	5.37%
1991年	1,040,330	1.94%	9,914,135	58.47%
1992年	1,011,221	-2.80%	10,179,201	2.67%
1993年	1,007,935	-0.32%	9,766,519	-4.05%
1994年	1,009,407	0.15%	9,997,616	2.37%
1995年	1,009,814	0.04%	10,258,684	2.61%
1996年	1,001,579	-0.82%	10,354,176	0.93%
1997年	985,313	-1.62%	10,273,940	-0.77%
1998年	983,681	-0.17%	9,175,300	-10.69%
1999年	974,100	-0.97%	8,802,500	-4.06%
2000年	964,000	-1.04%	8,445,000	-4.06%
2001年	923,000	-4.25%	7,793,000	-7.72%
2002年	890,600	-3.51%	7,161,600	-8.10%
2003年	878,000	-1.41%	6,692,000	-6.56%
2004年	853,300	-2.81%	5,144,200	-23.13%

⁴ 参考資料である〔表1〕〔表2〕〔表3〕において詳細なデータが示されている場合は、本文において、万単位の概数を用いることとする。

調停委員の数については、1990年までは、ほとんど変化が見られなかった。ところが、1990年は626万人であったのが、1991年には一気に991万人にまで増え、前年度比⁵で58.47%増を示し、翌年ついに1,000万人を突破した。ところが、一転して1997年より減少しはじめ、2004年には514万人にまで減員した。ピークの1996年と比較して2004年では調停委員が半分以下の521万人まで減ったことになる。

各調停委員会あたりの委員数については、1991年頃調停委員数が急増した結果、〔表1〕で示されているように、1990年に平均6.1名であった組織あたり人数も、1991年に一気に9.5名に増えたが、1998年あたりから下がりはじめ、2004年では一組織あたり平均6人となっている。また、一委員会が1年間に処理した平均紛争件数は、1986年には平均7.6件であった。その後緩やかな減少傾向を示し、2004年では平均5.2件となっている。

調停委員会の数および担い手である調停委員数が1991年、1992年にピークに達した背景には、89年条例の制定が関係していると思われる⁶。両者がともに減少し始めた1997年あたりには、40万カ所の調停組織について「整頓」が行われたといわれているが、はたして〔整頓〕がいかなることを指すのかは不明である⁷。1998年には村人民調停委員会が9,510ヶ所、企業内の調停委員会が23,513ヶ所減少し、居民人民調停委員会が2,286ヶ所増加したという報告がある⁸。その原因について、①「各地において、区が撤廃され、郷の合併〔撤区併郷〕が進んでいるため、村民調停委員会も撤廃・合併によって減少した、②企業の改組、合併、倒産〔転制、兼併、破産〕によって、企業内の調停委員会の数が減少している」という⁹。

⁵ 「前年度比」の算出方法とは、(本年度－前年度)／前年度、である。なお、小数点後二桁以下省略する。以下、同様。

⁶ 当時の司法部長であった蔡誠は、全国司法庁(局)長会議(1990年1月9日)において、「進一步加強司法行政工作為維護政局穩定和治理整頓深化改革做出新的貢獻」と題する講話を行った。その中では、89年条例に基づいて、健全な人民調停組織を建設することが指示されている(『中国法律年鑑〔1991〕』・前掲注1、753頁)。

⁷ 『中国司法行政年鑑〔1998〕』・前掲注1、20頁。

⁸ 『中国司法行政年鑑〔1999〕』・前掲注1、14頁。

⁹ 『中国司法行政年鑑〔1999〕』・前掲注1、14頁。

人民調停に持ち込まれた紛争の総件数¹⁰については、〔表5〕で示されているように、1990年の741万件をピークにして、1993年に小幅に増えたのを除き、毎年の利用が減少する傾向を呈している。2004年では441万件まで減少し、1990年のピーク時と比較してその利用が299万件も減少した。しかし、人民調停が処理する紛争は多種多様であり、どの類型が、どのような傾向で変化したのか明確にすべく、以下では、紛争類型毎に人民調停利用状況の変化を見てみたい。すなわち、婚姻家庭、家屋・宅地・敷地、債務、生産経営、損害賠償と相隣関

表5 人民調停の利用変化

	人民調解件数（終局）	前年度比
1986年	7,307,049	—
1987年	6,966,053	-4.67%
1988年	7,255,199	4.15%
1989年	7,341,030	1.18%
1990年	7,409,222	0.93%
1991年	7,125,524	-3.83%
1992年	6,173,209	-13.36%
1993年	6,222,958	0.81%
1994年	6,123,729	-1.59%
1995年	6,028,481	-1.56%
1996年	5,802,230	-3.75%
1997年	5,543,166	-4.46%
1998年	5,267,194	-4.98%
1999年	5,188,646	-1.49%
2000年	5,030,619	-3.05%
2001年	4,860,695	-3.38%
2002年	4,636,139	-4.62%
2003年	4,492,157	-3.11%
2004年	4,414,233	-1.73%

¹⁰ 人民調停の利用件数に関するデータは、個々の調停委員会が記録し、末端政府に報告したものを司法部が統計したものである。それゆえ、簡単な相談でも件数として算入する場合もあれば、他方で、高見澤磨教授が指摘したように、「委員会が記録に残すまでもないと判断したものは算入されていない」こともある（高見澤磨・前掲注1、39頁）。さらに、人民調停では当事者は翻意が許されているため、同じ事件がくり返し持ち込まれることがあるため、重複してカウントされていることもありうる。

係である。

(2) 紛争類型別の利用変化¹¹

〔表1〕で示されているように、婚姻家庭紛争には婚姻、相続、扶養、家庭、その他が含まれている¹²。婚姻家庭紛争は、人民調停が扱う事件の中では、終始大きな部分を占めてきた。1986年には全体の40.17%を占めており、2003年でも36.89%となっている。しかし、利用件数については、1986年の294万件が、2003年になると166万件までに大幅に減ったことが確認できる。特に、婚姻家庭紛争のなかでも、婚姻紛争に関する利用が最も大きな割合を占めていることがわかる。婚姻家庭という枠組を超えて、人民調停が扱うすべての紛争からみた場合、婚姻紛争は1986年に人民調停が扱ったすべての紛争の16.75%を占めており、ピーク時の1994年には19.46%にのぼったが、その後、逡減傾向を示し、2003年では16.74%にまで落ち込んだ。全体に占める割合については、2003年は1986年とさほど差がないものの、事件数は大きく減少している。つまり、1986年における婚姻に関わる事件は122万件であったが、2003年では、75万件にまで減っている。扶養に関する紛争処理では、総件数は1986年の40万件から2003年の33万件へと減少したが、人民調停が扱ったすべての紛争に占める割合は、逆に5.53%から7.27%に増えていることが確認できる。利用件数が大幅に減少した上述の紛争類型に対して、相続に関わる事案では、1986年の26万から2003年の25万件へと利用総件数が若干減少する一方で、全体に占める割合では逆に3.59%から5.54%に増加したことが注目される。

婚姻家庭紛争以外の紛争諸類型は、以下のような利用変化を呈している。生産・経営¹³については、1986年の73万件から2003年の43万件に減少したが、割

¹¹ 前述したように、2004年からは、統計の表示の仕方が変わった。そのため、以下の類型別の利用件数の変化を紹介する際、2004年についてデータが分からない場合、2003年までとする。

¹² 家庭とは、日常生活の中で、家族成員間に起きる紛争を指す（岑生挺・鄭玉華『民間糾紛調解指南』（警官教育出版社、1992）161-164頁参照）。1991年から、従来の〔婚姻家庭紛争〕にあった〔家庭〕という項目が消え、新たに〔その他〕の項目が設けられた。両者の関係は不明であるため、紛争類型別の考察では〔家庭〕と〔その他〕を対象から外すこととした。

¹³ 生産経営紛争とは、自然人と自然人の間、自然人と法人の間に、生産経営

合では1986年の9.93%から2003年の9.49%とさほど変わっていない。損害賠償紛争¹⁴も同様に、1986年の54万件から2004年の34万件と利用が減少したが、割合は7.33%から7.70%とほとんど変化しなかった。相隣関係¹⁵は、件数は同様に88万件から79万件へと若干減ったものの、割合は逆に11.98%から17.99%に増えている。なお、この三つの類型のいずれも、一旦利用件数が増加した後、減少する傾向を示している¹⁶。

一旦利用件数が増えてから減少するという傾向を示している以上の紛争類型に対し、家屋・宅地・敷地 [房屋宅基地]¹⁷に関わる紛争処理については、利用が減少する一方であった。1986年には111万件であったが、2004年には一挙に半分以下の40万件となり、全体に占める割合も15.16%から9.03%に減っている。

また逆に、利用が増加する傾向を示している紛争類型もある。例えば、債務¹⁸に関わる紛争の人民調停の利用は、1986年には33万件であったが、その後、増え続け、1996年と1999年には48万件までに逡増を続けてきた。その後、利用が減少し始め、2003年では42万件までになったが、割合は1986年の4.56%に対し9.43%へと増えた。

活動の中で、財産権利・利益に関する問題をめぐって発生した権利、義務に関する紛争である、岑生挺・鄭玉華・前掲注12、184頁。

¹⁴ 損害賠償とは、不法行為または債務不履行によって、他人の財産、人身に損害を与えたことにより生じる債権、債務に関する紛争を指す。周国朝ほか編『法学辞典』（上海辞書出版社、1984）749頁。

¹⁵ 相隣関係紛争とは、住居が隣接している関係者の間で権利の行使、義務の履行にあたって生じる紛争を指す、岑生挺・鄭玉華・前掲注12、138頁。

¹⁶ 生産経営紛争では、1990年に利用がピークに達し、損害賠償と相隣関係では、1991年に利用がピークに達していた。

¹⁷ 家屋・宅地・敷地紛争とは、それらの不動産に関する使用、占有および境界などに関連する紛争を指す。岑生挺・鄭玉華・前掲注12、172頁。

¹⁸ 債務紛争とは、債権者と債務者の間、権利の行使と義務の履行に関する紛争を指すと、一般的に定義されているが（岑生挺・鄭玉華・前掲注12、216頁）、主に、私人間の金銭消費貸借であると思われる。市場経済の発展につれ、農村部では、経済活動が活発になり、金銭貸借はますます増えているが、同時に、それにとまなう紛争も増加している（中国司法2001年11期55頁）。この点について、都市部も同様の現象が起きていると思われる。

以上をまとめると、1986年と2003年の二つの時点において、人民調停の利用変化について、利用件数と割合がともに減少した類型は、家屋・宅地・敷地、生産・経営である。利用件数は減少したが割合が増加した類型は、婚姻、相続、扶養、損害賠償、相隣関係であり、その中でも、相続紛争の利用件数の減少幅は最も小さい。利用件数と割合ともに増加した類型は、債務紛争である。また、債務と家屋・宅地・敷地以外の紛争類型では、幅こそ差があるものの、いずれも1990年ないし1991年あたりに利用のピークがあった。

全体的に利用数が減少する傾向を示している中、以下の四類型の紛争は特徴的な変化を示した。すなわち、1986年と比べて2004年（または、2003年）ではその利用がほぼ半減した①婚姻紛争、②家屋・宅地・敷地紛争。または逆に利用が増加する傾向を呈している③債務紛争。そして、利用件数がほとんど変化していない④相続紛争である。このように類型によってなぜこのようなちがいが生じたのかについて、4節においてその原因を検討する。

2. 民事訴訟の利用状況の変化

(1) 民事訴訟利用総件数の変化

人民調停利用の変化の意味を考える際、同時期の訴訟利用の状況と比較することが有意義だと思われる。本節では、人民調停利用と対比するために、1986年から2001年までの民事訴訟第一審の利用状況の変化について考察する¹⁹。

〔表6〕にあるように、1986年では民事第一審の終局事件数は98万件となっ

¹⁹ 企業間の紛争は民事紛争に属するが、中国では別項「経済訴訟〔表Ⅲ〕」として統計されてきた。「経済訴訟」については、人民調停で扱う紛争と性格が異なるため、考察の対象から外す。経済訴訟と民事訴訟との違いについては、木間正道＝鈴木賢＝高見澤磨『現代中国法入門〔第3版〕』（有斐閣、2003）209頁参照。ただし、2002年以降、統計の方法が変わり、民事事件と経済事件は民事事件として1項目にまとめられるようになった。このように2002年以降のデータについては、それまでのデータとの比較が不可能になったため、民事第一審のデータ分析は、1986年から2001までとする。なお、2002年と2003年の民事第一審データについては、当該年度の『中国法律年鑑』にも統計が記載されているが、『中国統計年鑑』には、類型別の事件数など、より具体的なデータが記載されている（2002年につき、『中国統計年鑑〔2003〕』・前掲注1、834－836頁。2003年につき、『中国統計年鑑〔2004〕』・前掲注1、886－888頁）。

調停好き神話の崩壊(1)

ているが、2001年になると、その3.5倍の346万件に増えている。また、その利用は2000年を除いてこの間毎年増加している。前年度比においては、二つのピークがあり、すなわち、1987年から1989年と1994年から1996年である。また、2000年には、前年度比の増加率は減少傾向を呈し、その利用の伸びは落ち着いてきたようにみえる。

表6 民事第一審利用変化

	終局件数	前年度比
1986年	978,990	—
1987年	1,196,494	22.22%
1988年	1,419,056	18.60%
1989年	1,808,538	27.45%
1990年	1,849,728	2.28%
1991年	1,910,013	3.26%
1992年	1,948,949	2.04%
1993年	2,091,651	7.32%
1994年	2,382,174	13.89%
1995年	2,714,665	13.96%
1996年	3,084,464	13.62%
1997年	3,242,202	5.11%
1998年	3,360,028	3.63%
1999年	3,517,324	4.68%
2000年	3,418,481	-2.81%
2001年	3,457,770	1.15%

(2) 類型別の利用変化

以下、1987年と2001年の二つの時点における紛争の類型別の利用変化をみる。

民事訴訟における婚姻家庭紛争²⁰は、1987年と比較して、2001年では利用件数は2倍以上の135万件になったものの、全体に占める割合は、逆に53.97%から38.93%に減少した。住宅・家屋紛争に関する訴訟利用は1987年の7万件か

²⁰ [表2]において示しているように、民事第一審のデータの中では、婚姻家庭紛争と別項に相続という項目を設けている。人民調停利用の事件分類の仕方即して言えば、ここに言う【婚姻家庭紛争】とは、相続を除いた、婚姻、扶養、家族の合計であると思われる。

ら2001年の17万件におよそ2.4倍に増えたが、割合は5.91%から5.00%に減少した。損害賠償紛争の利用は、1987年の13万件(10.64%)から41万件(11.73%)へと件数も割合も増えている。債務紛争に関しては、1987年の25万件(20.91%)から129万件(37.39%)へと利用件数が5.2倍も増え、また割合自体も大幅に増えた。その他、相隣関係紛争の利用は、1992年の1万件(0.57%)から²¹、2001年の3万件(0.93%)へと増加する傾向を示している。

訴訟利用が増えた上記の類型に対し、利用件数が減少した類型もある。土地・林木・水利紛争の利用は、1987年では3.5万件(2.89%)であったが、1993年にその利用が2万件まで減った。その後通増し2001年では3.4万件(0.97%)まで増えたが、1987年と比較して利用件数および全体に占める割合は減っている。相続紛争の利用では、1987年の2.4万件(1.98%)から、2001年の1.5万件(0.44%)になり、件数と割合がともに減少した。

1987年と2001年の二つの時点において、各類型における民事第一審の利用変化は、以下のようにまとめることができる。件数と割合がともに増えた類型は、損害賠償、債務と相隣関係である。利用件数は増えたが割合が減った類型は、婚姻家庭と住宅・家屋である。利用件数と割合がともに減少したのは、相続と土地・林木・水利である。

(3) 民事第一審終局の処理結果の変化

裁判手続の中には、法院調停があり、これまで大部分の事件は調停によって終結している。しかし、その状況が〔表7〕からもわかるように、法院調停により終結した事件は、件数・割合とも減少傾向を示している一方、判決による終結は、件数・割合ともに増加傾向を示している。つまり法院調停は約72%から約37%まで減り、逆に判決は約15%から41%へと増えた。また、ついに2001年には、判決の件数・割合がともに、調停より上回ったことは注目に値する。

このような変化が起きた原因としては以下の二点が考えられる。①大綱的であった実体法が整備され、〔無法可依(依拠する法律がない)〕の状況が改善され、これまで判決を出せないがゆえに法院調停で処理するしかなかった状況が

²¹ 表2でも分かるように、民事第一審における相隣関係紛争処理の統計は、1992年から取られはじめた。1992年、その他の数が急激に減ったため、それまで相隣関係は、その他で統計処理されていた可能性がある。

表7 民事第一審終局状況の推移

	終局合計	法院調停	(率)	判決	(率)	その他	(率)
1986年	978,990	—	—	—	—	—	—
1987年	1,196,494	—	—	—	—	—	—
1988年	1,419,056	1,017,829	71.73%	213,664	15.06%	187,563	13.22%
1989年	1,808,538	1,253,895	69.33%	297,999	16.48%	256,644	14.19%
1990年	1,849,728	1,194,350	64.57%	353,940	19.13%	301,438	16.30%
1991年	1,910,013	1,128,465	59.08%	456,000	23.87%	325,548	17.04%
1992年	1,948,949	1,136,970	58.34%	460,932	23.65%	351,047	18.01%
1993年	2,091,651	1,224,060	58.52%	487,005	23.28%	380,586	18.20%
1994年	2,382,174	1,392,114	58.44%	547,878	23.00%	442,182	18.56%
1995年	2,714,665	1,544,258	56.89%	658,187	24.25%	512,220	18.87%
1996年	3,084,464	1,672,892	54.24%	815,741	26.45%	595,831	19.32%
1997年	3,242,202	1,651,996	50.95%	955,530	29.47%	634,676	19.58%
1998年	3,360,028	1,540,368	45.84%	1,115,849	33.21%	703,811	20.95%
1999年	3,517,324	1,500,269	42.65%	1,257,467	35.75%	759,588	21.60%
2000年	3,418,481	1,336,002	39.08%	1,328,510	38.86%	753,969	22.06%
2001年	3,457,770	1,270,556	36.74%	1,417,625	41.00%	769,589	22.26%

改善された。②法院の調停に対する考え方が転換した。具体的には調停について、「調停優先の原則」もしくは「調停を主とする」方針が、「調停を重んずる（旧民訴法6条〔1982年〕）」原則を経て、「民事事件の審理は自由意思と合法の原則にもとづいて調停を行わなければならない（現行民訴法9条〔1991年〕）」に変化した²²。法院が、調停を行う場所から、裁判を行う場所へと変化した。

また、このように、法院が決着の付け方を法院調停から一刀両断的な判決へと変化させたにもかかわらず、なお当事者が積極的に紛争を裁判所に持ち込み、処理を求めようとしていることが分かる。調停よりも判決という決着の付け方が当事者にも受け入れられるようになったといえるのではなからうか。

以上の分析から、この16年間の民事紛争処理における訴訟利用について、以下のような特徴を指摘することができる。すなわち、①利用件数はほぼ毎年増えているが、最近数年はその件数の増加は落ち着きを見せている。また、②全体的に利用件数が増加している中、処理された各紛争類型の件数が全体に占め

²² 木間正道＝鈴木賢＝高見澤磨・前掲注19、218－219頁。

る割合には変化がみられる。中には、相続紛争のように、訴訟利用が減少した紛争類型もある。③決着の付け方は法院調停から判決へと変化した。

3. 人民調停と民事訴訟の役割分担の変容

本節では、2節の訴訟利用データと1節の人民調停データを掛け合わせ、民事紛争処理における両者の役割変化をみている。

(1) 両手続の利用件数の変化

人民調停利用件数と訴訟利用件数をまとめた〔表8〕から分かるように、両者の利用の合計を100%とした場合に²³、人民調停が約88%から約58%へと減少したのに対して、訴訟の利用は約11%から約42%へと増えていることが確認できる。両手続の利用件数について、1986年には人民調停の利用と裁判の利用の比はおよそ9:1であったが、2001年になるとおよそ6:4にまで変化したことが確認できる。また、両者が処理した紛争の総件数はほぼ変わっていないことから、民事紛争処理において人々の選択は人民調停から裁判へとシフトしているといえる。以下、紛争類型別に、両者の利用がどのように変化したのか、比較してみる。

(2) 紛争類型ごとの両手続の利用変化

婚姻家庭紛争の処理における人民調停と訴訟の利用は²⁴、〔表9〕で示されているように、両者の合計を100%とする場合は、調停の利用は80%から約52%へと減る傾向にあり、訴訟の利用は約20%から約46%へと増えつつある。〔表10〕の損害賠償紛争の処理もほぼ同様の傾向を示している。この二つのタイプの紛争では、人民調停と訴訟利用件数の比は、1987年では、およそ4:1であったが、2001年になるとそれはおよそ1:1に近づいている。損害賠償紛争は、より裁

²³ 〔表2〕の民事第一審のデータの中、「知的財産権」や「人身権」など人民調停の統計に現れていない紛争類型もある（人身権については、木間正道＝鈴木賢＝高見澤磨・前掲注19、132-133頁参照）、しかし、全体に占める割合は極めて少ないため、合計にはそのまま含めて、分析する。

²⁴ 前掲注20で示されているように、裁判による婚姻家庭紛争処理の統計に、相続は含まれていない。比較のため、ここの人民調停による婚姻家庭紛争処理のデータとは、相続を除いた婚姻、扶養、家族、その他の合計とした。

表8 人民調停と裁判の利用変化

	人民調停件数 (終局)	(率)	民事第一審 (終局)	(率)	人民調停・民事第一審処理 した紛争の総数
1986年	7,307,049	88.19%	978,990	11.81%	8,286,039
1987年	6,966,053	85.34%	1,196,494	14.66%	8,162,547
1988年	7,255,199	83.64%	1,419,056	16.36%	8,674,255
1989年	7,341,030	80.23%	1,808,538	19.77%	9,149,568
1990年	7,409,222	80.02%	1,849,728	19.98%	9,258,950
1991年	7,125,524	78.86%	1,910,013	21.14%	9,035,537
1992年	6,173,209	76.00%	1,948,949	24.00%	8,122,158
1993年	6,222,958	74.84%	2,091,651	25.16%	8,314,609
1994年	6,123,729	72.00%	2,382,174	28.00%	8,505,903
1995年	6,028,481	68.95%	2,714,665	31.05%	8,743,146
1996年	5,802,230	65.29%	3,084,464	34.71%	8,886,694
1997年	5,543,166	63.10%	3,242,202	36.90%	8,785,368
1998年	5,267,194	61.05%	3,360,028	38.95%	8,627,222
1999年	5,188,646	59.60%	3,517,324	40.40%	8,705,970
2000年	5,030,619	59.54%	3,418,481	40.46%	8,449,100
2001年	4,860,695	58.43%	3,457,770	41.57%	8,318,465

表9 婚姻家庭紛争処理における人民調停と裁判の利用変化

	人民調停による	(率)	裁判による	(率)	合計
1986年	2,673,041	—	—	—	—
1987年	2,643,117	80.37%	645,739	19.63%	3,288,856
1988年	2,756,980	78.96%	734,761	21.04%	3,491,741
1989年	2,795,014	76.17%	874,223	23.83%	3,669,237
1990年	2,835,969	75.19%	935,831	24.81%	3,771,800
1991年	2,528,368	71.50%	1,007,901	28.50%	3,536,269
1992年	2,199,144	67.83%	1,042,880	32.17%	3,242,024
1993年	2,208,945	66.83%	1,096,194	33.17%	3,305,139
1994年	2,202,950	64.79%	1,197,343	35.21%	3,400,293
1995年	2,142,684	61.97%	1,314,678	38.03%	3,457,362
1996年	2,058,736	59.55%	1,398,396	40.45%	3,457,132
1997年	1,969,747	57.96%	1,428,722	42.04%	3,398,469
1998年	1,784,845	55.56%	1,427,550	44.44%	3,212,395
1999年	1,652,424	54.14%	1,399,898	45.86%	3,052,322
2000年	1,674,513	55.40%	1,347,808	44.60%	3,022,321
2001年	1,597,745	54.28%	1,345,963	45.72%	2,943,708

表10 損害賠償紛争処理における人民調停と裁判の利用変化

	人民調停による	(率)	裁判による	(率)	合 計
1986年	535,584	—	—	—	535,584
1987年	482,920	79.13%	127,357	20.87%	610,277
1988年	511,273	78.01%	144,107	21.99%	655,380
1989年	526,141	75.49%	170,791	24.51%	696,932
1990年	528,148	75.66%	169,919	24.34%	698,067
1991年	531,927	74.21%	184,878	25.79%	716,805
1992年	464,736	70.97%	190,073	29.03%	654,809
1993年	442,967	69.15%	197,606	30.85%	640,573
1994年	492,325	69.76%	213,455	30.24%	705,780
1995年	415,886	62.93%	245,004	37.07%	660,890
1996年	414,518	60.10%	275,233	39.90%	689,751
1997年	394,960	57.11%	296,633	42.89%	691,593
1998年	386,595	54.05%	328,626	45.95%	715,221
1999年	387,208	51.46%	365,260	48.54%	752,468
2000年	364,585	48.43%	388,168	51.57%	752,753
2001年	353,218	46.54%	405,729	53.46%	758,947

判を利用する傾向が顕著で、2000年について裁判の利用が人民調停の利用を上回ったことが確認できる。

〔表11〕で示した家屋・住宅紛争では、両手続利用の割合は、1987年の9.3 : 0.6から、2001年の7.5 : 2.5 となったものの、人民調停は、比較的になおよく利用されているといえる。しかし、それぞれの利用件数を見るなら、人民調停の利用が半減しているのに対し、訴訟の利用は2.4倍増となり、処理件数の差は縮まっている。

債務に関する紛争の処理を表す〔表12〕からは、調停が約56%から約25%へと大幅に減り、裁判は約43%から約75%へと増えていることがわかる。他方、利用件数をみると、総件数が増えている中、人民調停の利用件数が緩やかに増加しているのに対し、裁判の利用件数は急激に増えている点が特徴的である。人民調停の利用件数が若干増えていることから、「人民調停は従来通り機能している」ようにも見えるが、しかし、両手続によって処理した件数の合計が3倍にも増えていることから、むしろ人民調停は以前のような機能を果たさなくなったといえよう。

表11 家屋・住宅における人民調停と裁判の利用変化

	人民調停による	(率)	裁判による	(率)	合 計
1986年	1,107,453		—		1,107,453
1987年	1,024,296	93.55%	70,680	6.45%	1,094,976
1988年	974,217	93.64%	66,217	6.36%	1,040,434
1989年	947,975	93.10%	70,282	6.90%	1,018,257
1990年	894,349	93.90%	58,095	6.10%	952,444
1991年	859,857	93.71%	57,747	6.29%	917,604
1992年	721,004	92.43%	59,052	7.57%	780,056
1993年	687,822	91.12%	67,036	8.88%	754,858
1994年	659,980	89.08%	80,868	10.92%	740,848
1995年	641,074	87.31%	93,147	12.69%	734,221
1996年	591,567	84.47%	108,760	15.53%	700,327
1997年	556,670	82.53%	117,816	17.47%	674,486
1998年	544,742	79.56%	139,987	20.44%	684,729
1999年	538,843	77.56%	155,923	22.44%	694,766
2000年	532,656	76.22%	166,225	23.78%	698,881
2001年	522,359	75.13%	172,888	24.87%	695,247

表12 債務紛争処理における人民調停と裁判の利用変化

	人民調停による	(率)	裁判による	(率)	合 計
1986年	333,102	—	—	—	—
1987年	325,388	56.54%	250,140	43.46%	575,528
1988年	390,390	51.71%	364,612	48.29%	755,002
1989年	418,684	42.42%	568,320	57.58%	987,004
1990年	498,564	46.74%	568,016	53.26%	1,066,580
1991年	435,016	44.46%	543,322	55.54%	978,338
1992年	415,558	42.34%	565,880	57.66%	981,438
1993年	463,727	42.08%	638,318	57.92%	1,102,045
1994年	462,539	37.13%	783,077	62.87%	1,245,616
1995年	477,318	33.68%	939,927	66.32%	1,417,245
1996年	480,662	29.36%	1,156,431	70.64%	1,637,093
1997年	465,281	27.23%	1,243,159	72.77%	1,708,440
1998年	453,866	25.96%	1,294,294	74.04%	1,748,160
1999年	480,341	25.39%	1,411,387	74.61%	1,891,728
2000年	451,049	25.36%	1,327,763	74.64%	1,778,812
2001年	440,451	25.41%	1,293,006	74.59%	1,733,457

相隣関係の紛争処理についても、全体としては同じく人民調停の利用が減り、裁判の利用が増える傾向を示している。しかし、[表13]で示されているように、人民調停が依然として全体の9割以上を占め、大きな役割を果たしていることが分かる。裁判による相隣関係の紛争処理は、1992年と比較して2001年では件数こそ3倍増えたが、占める割合は4.23%になったに過ぎない。この類型では、人民調停はなお主要な紛争処理ルートでありつづけている。

また、人民調停から裁判へという全体的な流れとは逆の現象を見せている紛争類型もある。[表14]の相続関係の紛争処理がそれである。相続に関する紛争処理では、1987年から2001年までの間、むしろ全体的に裁判の利用が約9%から約5%へと減少し、調停の利用は約91%から約95%へと増えるという傾向が示されている。相隣関係とあわせて、この二つのタイプの紛争処理については、裁判と比較して、人民調停が依然として絶対的な位置を占めていることが確認できる。

人民調停の利用に関する先行研究では、人民調停の利用が減少し、訴訟利用が増えたと一括に論じているが²⁵、以上の考察から、民事紛争処理における両制度の役割変化は以下の四つのパターンに分類しうることが分かった。すなわち、①全体の傾向と同様に、人民調停の利用が減り、訴訟の利用が増えている類型（例えば、婚姻家庭紛争、損害賠償紛争、家屋・住宅紛争）、②人民調停の利用はさほど変化していないが、事件総数が急増している中、裁判の利用が急増した類型（債務紛争）、③裁判の利用は増えたが、調停の利用が依然として絶対的な地位を占めている類型（相隣関係紛争）、④全体の流れとは逆に、人民調停の利用が増え裁判の利用が減少した類型（相続紛争）である。

上記四つの変化パターンはさらに二つの類型に分けることができる。すなわち、裁判優位型（婚姻家庭紛争、損害賠償紛争、家屋・住宅紛争、債務紛争）と人民調停優位型（相隣関係紛争、相続紛争）である。このように中国の民事紛争処理では、裁判と人民調停の役割分担に棲み分けの現象が起きているといえよう。

裁判優位型とは、法による権利義務の確定によって紛争が終結させることが

²⁵ 范愉『非訴訟程序（ADR）教程』（中国人民大学出版社、2002）246頁、季衛東『中国的裁判の構図—公論と履歴管理の狭間で進む司法改革』（有斐閣、2004）116—117頁。

表13 相隣関係紛争における調停と裁判の利用の変化

	人民調解による	(率)	裁判による	(率)	合 計
1986年	875,576	—	—	—	—
1987年	889,502	—	—	—	—
1988年	925,105	—	—	—	—
1989年	956,102	—	—	—	—
1990年	989,827	—	—	—	—
1991年	1,074,351	—	—	—	—
1992年	946,080	98.83%	11,167	1.17%	957,247
1993年	947,589	98.69%	12,594	1.31%	960,183
1994年	899,226	98.38%	14,787	1.62%	914,013
1995年	883,281	98.11%	17,039	1.89%	900,320
1996年	838,157	97.84%	18,505	2.16%	856,662
1997年	800,775	97.49%	20,634	2.51%	821,409
1998年	794,588	97.11%	23,635	2.89%	818,223
1999年	764,541	96.77%	25,490	3.23%	790,031
2000年	740,161	96.41%	27,598	3.59%	767,759
2001年	729,237	95.77%	32,246	4.23%	761,483

表14 相続紛争処理における人民調停と裁判の利用変化

	人民調解による	(率)	裁判による	(率)	合 計
1986年	262,408	—	—	—	—
1987年	241,648	91.09%	23,640	8.91%	265,288
1988年	269,300	91.80%	24,061	8.20%	293,361
1989年	270,654	91.65%	24,669	8.35%	295,323
1990年	284,979	93.28%	20,529	6.72%	305,508
1991年	295,794	93.83%	19,436	6.17%	315,230
1992年	280,448	93.84%	18,414	6.16%	298,862
1993年	295,766	94.42%	17,479	5.58%	313,245
1994年	296,227	94.81%	16,215	5.19%	312,442
1995年	311,159	95.03%	16,277	4.97%	327,436
1996年	305,336	94.87%	16,526	5.13%	321,862
1997年	308,321	95.32%	15,138	4.68%	323,459
1998年	274,689	94.90%	14,762	5.10%	289,451
1999年	270,751	94.84%	14,730	5.16%	285,481
2000年	276,601	95.10%	14,244	4.90%	290,845
2001年	263,664	94.56%	15,177	5.44%	278,841

可能である紛争類型であり、いわば裁判になじむ紛争である。それに対して、人民調停優位型とは、密接な人的なつながりがある当事者の間に発生する紛争であり、権利義務の確定だけでは、紛争が処理できないタイプの紛争である。たとえば、相隣関係紛争のように、仮に判決による処理を受けたとしても、後に引越してもして人的なつながりを切断しない限り、長期間に亘る感情対立に陥り、日常生活に支障をきたす可能性が大きい。場合によっては、その感情対立がさらなる紛争を引き起こす可能性もある²⁶。このような紛争は、むしろ裁判になじまず、調停による処理が適しているのである²⁷。

以上、データを通じて人民調停と裁判の利用、そして両手続の役割分担の変化をみてきた。以下4節ではなぜこのような利用状況の変化が生じ、なぜ両手続の役割分担が変化したのか、具体的にいくつかの紛争類型を取り上げみて検討したい。すなわち、婚姻紛争、家屋・住宅紛争、債務紛争、相続紛争である。

4. 役割分担の変容についての分析

(1) 婚姻紛争

婚姻家庭紛争の処理では、人民調停利用が激減し裁判利用が急増しているため、裁判優位型紛争といえる。上述したように婚姻家庭紛争の中では、婚姻紛争が最も大きな割合を占めている。婚姻紛争とは具体的には、大まかに離婚、離婚にともなう子供の養育権、財産分与、恋愛自由の干渉である²⁸とされている。

²⁶ 日本では守屋明教授はこのような調停優位型紛争を、「全人格紛争」と呼び、以下のように述べている「全人格紛争については、裁判という場での紛争解決が一般的にみて不適切である。親密なる全人格的付き合いが期待される中では、個別的権利義務の確定を中心とし、しかも公開の場での両当事者相互間の非難応酬をその過程に含む紛争処理手続は、関係切断を積極的方策として採用しない限り、紛争解決にとって逆効果をもたらしかねない」(守屋明『紛争処理の法理論——交渉と裁判のダイナミズム』〔悠々社、1995〕133頁)。

²⁷ このような紛争の処理について、守屋教授は「相互信頼の回復はともかくとして、両紛争当事者間の心理的和解が前提となる。そのために第三者に対して要請される資質は、法技術者の能力ではなく、むしろ心理的コンサルタント的能力である」(守屋明・前掲注26、133頁)。

²⁸ 張新民＝王欣新編『人民調解員工作手冊』(中国法制出版社、2000) 76-77頁。

る。近年、離婚件数が急増している中²⁹、その原因を経済発展に伴う「必然的な生理現象」に求めるとすれば³⁰、離婚紛争の中身もかなり変化していると思われる。すなわち、財産分与、子供の養育権など³¹、裁判が最も有効な紛争処理手段となるケースが増えていると考えられ、その結果、裁判利用の増加と人民調停利用の減少をもたらしたと考えられる。

婚姻に関する一般的な意識も変化しているようである。これまで「離婚は不幸である」と意識され、夫婦間の信頼関係の再建によって婚姻を維持するために人民調停がよく利用されてきた。しかし、近時では、たとえば「社会では、離婚に対し寛容な態度をもつ人がますます増え、以前のような[勸和不勸散(婚姻関係の継続を勧めるが、別れることを勧めない)]とする夫婦関係に対する調停観は、最適の選択肢とされなくなり、(中略)多くの人は、感情のない「不幸な婚姻」、「死亡した婚姻」はできるだけ早めに終止符を打つ方がよいと考え

²⁹ 統計によれば、1985年には離婚件数は45.8万組であったが、2003年になると133.1万組となり、およそ3倍まで増え、離婚率も0.9(1985年)から2.1(2003年)に上昇している(『中国統計年鑑(2004年)』・前掲注1、816頁)。ちなみに、受理された婚姻届は、1985年では831.3万件、2003年では811.4万件とさほど変わっていない(同上)。

³⁰ 離婚が急増した原因に関して、鈴木賢教授は中国婚姻法の改正について書かれた論文において、以下のように指摘している。「改革・開放の20年で家族をめぐって新たな問題状況が出現したため、(中略)具体的には夫婦関係の安定性が揺らぎ、婚外の性関係、不貞行為や愛人問題、家庭内暴力、ひいては離婚に至る事例が頻発した。これらは経済の自由化にともない人間の流動性の高まり、活動の自由度が広がったことに対応する必然的な生理現象とも考えられる」。鈴木賢＝廣瀬真弓「中国における家族の変容と法の対応—2001年婚姻法改正をめぐって」ジュリスト1213(2001年)89頁。

³¹ 例えば、経済発展にともない生活水準が高くなったために、夫婦共有財産が増加したことによって、ますます複雑化した財産分与(何蘭階ほか編・前掲注1、43頁)や、社会問題にまで発展した[包二奶(男性の不貞行為)]に関わる離婚訴訟における財産分与、または、一人っ子政策をとっているが故に、法院でさえ「手を焼く」と言われている子供の養育権(傅鄭生「關於夫妻離婚後的子女撫養問題」政法學刊1995年4期73頁、何蘭階ほか編・前掲注1、43頁)などに関連した紛争が頻発している。これらの紛争処理の解決手段としては、説得・説教を中心とする人民調停よりも裁判の方が、より迅速であり、当事者にとってもあきらめ(納得し)やすいと思われる。

るようになり、婚姻の在り方について意識変化が現れた³²。また、「離婚に対する社会の寛容度も高くなり、離婚当事者が直面する様々な圧力も大幅に緩和されている」といわれるように³³、離婚者に対する偏見、いわば社会的圧力が減った。したがって、夫婦関係の維持を前提する人民調停手続の必要性が低くなり、判決によって決着をつけられるようになったのだと考えられる。

そのほか、離婚については、行政による離婚手続が繁雑であるため³⁴、多くの人々は裁判内調停を利用して、行政的な離婚手続きと同様の効果を得ようとしている³⁵。これも、訴訟利用件数が増えた一因になっていると考えられる。

このように、離婚紛争の質も変化し、人々の結婚に対する意識が変化しているため、婚姻維持という人民調停の目的も失われるのと同時に、離婚にともなう争いを処理する能力にも限界が生じていると思われる。その結果、当該紛争類型では、調停から裁判へという現象が生じたと思われる。しかし、当然ながら、離婚を前提としない夫婦間のトラブルの解消、あるいは離婚まで発展する恐れがある夫婦間の対立を取り除くために、人民調停はなお一定の役割を果たしていると思われる。

(2) 家屋・住宅紛争

家屋・住宅紛争処理に関する人民調停と裁判の利用変化では、1987年の9：1から2001年の7.5：2.5と変化した。人民調停はなお多く利用されていると思

³² 蕭揚「婚姻法与婚姻家庭50年」中国婦運2000年5期41頁。

³³ 張敏傑「中国当前的離婚態勢」人口研究1997年6期30頁。

³⁴ たとえば、離婚の際、申請者は勤務先、村民委員会または居民委員会の紹介まで必要となっている（民政部「婚姻登記管理条例〔1994年公布、2003年廃止〕」14条3項）。

³⁵ 冉井富「現代進程与訴訟：1978—2000年社会經濟發展与訴訟率變遷の実証分析」江蘇社会科学、2003年1期91頁。また、具体例として、2000年4月に、北京市西城区において、[便民（人民に便利な手続の提供する）法庭]が設置され、主に事実関係について争いのない事件を受理・審理していた。処理された事件のうち、離婚紛争が90%も占めていたという。ある事件では、当事者が離婚理由を陳述し、書記官が協議書と調停書を作成し、捺印を付して発効するまで、わずか10分しかかからなかったという（范愉「小額訴訟程序研究」中国社会科学2001年3期151頁、注1）。

われる。しかし、利用件数をみれば、この15年の間、人民調停の利用が半減したのに対し、裁判利用が2.4倍も増えた。両手続利用が変化した原因を探る際、80年代から始まった住宅制度改革が一つのキーポイントになりうる。当該改革が推し進められる中、住宅事情が改善され³⁶、住宅確保の緊迫性が薄まる中、家屋・住宅紛争事件自体が減少したのではないかと考えられる。他方、農村部では、新居ブーム [建房熱]³⁷の中に、境界、行政による許認可または農地占用などに関する紛争も頻繁に起きるようになったという³⁸。このような紛争内容は、むしろ裁判になじむといえよう。したがって、家屋・住宅に関する紛争では、住宅状況の改善によって人民調停が得意とする「もめごと」が減少すると同時に、境界、行政による許認可、農地占用などにかかわるような紛争は、むしろ法的判断が必要とされ、裁判になじむような「紛争」が頻繁に起きるようになっていくといえる。いわば、紛争の内容・質が変化したといえよう。家屋・住宅に関連する紛争処理に関して、人々が訴訟を利用するようになったというよりも、訴訟利用こそが最も効率的かつ有効的な解決手段となる紛争が頻繁に起きるようになった、といった方が妥当であるかもしれない。

(3) 債務紛争

債務紛争処理では、裁判優位という傾向をみせている。債務紛争が増加した

³⁶ 例えば、都市部では、一人あたりの建築面積は1985年の10.0平方メートルから、2003年の23.7平方メートルに増えた。農村部でも、一人あたりの居住面積が1985年の14.7平方メートルから、2003年の27.2平方メートルまでに増えた。この統計の計算方法等は不明であるが、人々の居住面積が増え、住宅状況が改善されたことは確かであろう。1978年から2003年までの住宅面積の統計について、[表10-32城郷新建住宅面積和居民住房狀況]『中国統計年鑑2004』・前掲注1、392頁。

³⁷ 「建房熱」について、吳志高「“建房熱” 樂中有鬱」郷鎮論壇1997年7期31頁、または、巫興燕=黃石明「透視農村建房熱」郷鎮經濟2003年12期46頁、参照。

³⁸ 岑生挺・鄭玉華・前掲注12、172頁。それに伴う紛争の原因について、①境界が不明である、②勝手に家を建てる、③審査をしっかりとしないで建築許可を出す、④村の計画に従わない、⑤宅基地を売買する、⑥農業をやめる（高見澤磨・前掲注1、127頁）、である。また、なぜこのような「建房熱」が起きているのを分析した文献として、夏啓平〔ほか〕「農村建房・幾度歡樂幾度愁」中国建設信息2004年7期48-50頁、がある。

原因とは、経済活動が活発化し、資金調達するために金銭貸借の件数が増えたため、それに伴うトラブルもまた増えたことにある³⁹。急速に増加している債務紛争に対応するため、各地の法院も制度面の対応を含め積極的な姿勢をみせた。

たとえば、1994年8月に深圳市福田区人民法院は急増する小額債権紛争を処理するため、[小額債権法庭]を設置した⁴⁰。また、2000年9月に、山東省青島市市南区人民法院において、小額金銭債務にかかわる事案を審理するための専門法廷が設置されるようになった⁴¹。この頃、学界においては小額訴訟に関す

³⁹ 債務紛争と経済発展について、優れた視点をもつ研究がある（冉井富・前掲注35、87-94頁）。この研究は、1978年から2000年までの、債権紛争を含めたいくつかの紛争類型の訴訟利用データとGDP変化との関連性について考察したものである。末尾では、債務紛争について「債務案件と経済契約案件の直接的起因とは、経済活動であり、商品・資金の流通である。それゆえ、社会の経済発展は、債務と経済契約の訴訟率の変化に、比較的直接影响を与えている」という結論を導いている（同上、93頁）。

⁴⁰ 当該法院では、1993年度受理した民事事件のうち、訴訟の請求額が10万元以下の件数が、受理された全民事事件の43%をも占めており、その割合がさらに大幅に上昇する傾向も示されているという（兆豊「解決小額債権糾紛の賞試」人民司法1994年10期43頁）。それをうけて、広東省党委員会[省委]が、香港、マカオや外国の経験を学び、1993年に、[小額債権法庭]の構想を打ち出した（同上）。その後、広東省高級人民法院は、広州、深圳と汕頭中級人民法院が所管する区クラスの法院を選択し試験的に運用するよう[試点工作]指示した。なお、[小額債権法庭]が受理する事件とは、管轄内に発生した、10万元以下の、事実が明白かつ権利義務関係が明確であり、争いがほぼない、いずれの当事者も期日に法院に出頭できる民事・経済事件をいう。また、受理した事件は一ヶ月で結審せねばならず、最長でも二ヶ月を超えてはならない（同上）。

⁴¹ 青島市市南区人民法院編『隊伍建設審判工作材料匯編』（内部資料、2001年）27頁以下。その背景とは、1999-2000年前半まで、市南区人民法院が受理した民事紛争事件数は9952件であり、そのうち、①訴訟の請求額が5万元以下の事件は49.80%、さらに、そのうち、35%の事件は、単純な金銭給付請求である[只是涉及金銭給付の債権債務事件]、②これらの小額事件の大部分は、事実が明白かつ権利義務関係が明確であり、争いがさほどない簡単な民事事件である、③当事者はほぼ訴訟を利用する経験がない自然人であり、弁護士が代理人になるケースは極めて少ない（柏敏「小額簡易案件審判庭—公正和効率的新実践」人民司法2002年1期39頁。）。これを受けて、市南区人民法院が設置した小額裁

る論文が数多く発表されたが⁴²、小額訴訟は、全国的レベルの制度として樹立されるには至らなかった。とはいえ、裁判実務において、小額紛争処理の重要性が意識されるようになり、多くの民事事件を簡易手続に適應させ、審理するようになったという⁴³。債務紛争をはじめ、請求額が小額である事件はほぼ簡易手続によって審理されるようになったのである。当然ながら、小額であれば、簡易手続で処理するという法院の対応にさまざまな問題が存在していることが否定できない⁴⁴。しかし、法院が用意したこのような迅速な紛争処理手続は、

判の審理対象を、平等な民事主体間に起きた、基本事実が明白、権利義務関係が明確かつ争いがほとんどない、訴訟目的金額は5万円（のちに、10万円まで引き上げた）以内の事件と設定した。しかし、原告が債権を証明できる書面を証拠として提出できない、また、被告の居住地が不明である場合には受理しない。小額裁判では、財産保全、証拠保全、職権による調査を行わない（同上、40頁）。なお、小額裁判が導入された年に、受理した1313件のうち、1247件が結審した。一回の期日で審理を終え判決が言い渡された事件が、90%以上であった。簡易、迅速、効率性が高いという点について、小額訴訟は当事者から高い評価を受けたという（同上、41頁）。

⁴² たとえば、范愉・前掲注35、141-153頁、章武生=吳澤勇「簡易程序与民事糾紛的類型化解決」法学2001年1期56-75頁、など。

⁴³ 基層法院において、簡易手続によって処理される事件は、全体の80%以上も占めているという（傅郁林「繁簡分流与程序保障」法学研究2003年1期50-51頁）。また、地方によって、受理した事件の90%を簡易手続で処理したところもある（章武生「論民事簡易程序之重構」中外法学2003年1期56頁）。なお、このように、法院が民事紛争を処理する際、広く簡易手続を使うようになったもう1つのきっかけは、最高人民法院が1999年に、「公正と効率」をスローガンとして発表した「人民法院五年改革綱要」（最高人民法院公報1999年6期185-190頁）にあると思われる。すなわち、「綱要」19条においては、「法律規定の範囲内において、できるだけ簡易手続を適用して事件を審理する」という指示が出されている。

⁴⁴ たとえば、簡易手続の適用範囲を広げた場合、当事者の手続的保障が問題になるとする批判（傅郁林・前掲注43、50-63頁）や、裁判所が単純に審判任務（法院ごとに、年間審理する訴訟件数が定めており、その達成するべき訴訟件数は、審判任務という）を完成するため、簡易手続の適応範囲を拡大させ、地方によって訴訟目的の価額を500万円前後まで設定されている場合もあり、簡易手続の適応は極めて混乱しているとする批判もある（章武生・前掲注43、57頁）。また、小額訴訟については、以下のような批判もある。①地方によっ

小額な金銭債権・債務紛争を抱える当事者にとって、魅力的な選択肢となっているに違いない。

紛争当事者にとっては、法院に行けば、迅速かつ満足できる結果が得られるのであれば、わざわざ法的効力が明確でない説得中心の人民調停を利用する必要もなからう。債務紛争について、裁判が積極的に利用されるようになった原因は、こうした工夫により裁判が利用されやすくなったこともあるのではないかと推測できる。

(4) 相続紛争

相続紛争の処理では、全体の流れと逆に訴訟よりも調停へ、という状況である。これは調停優位型である。

中国の相続法には三つの特徴があるといわれている。すなわち、①相続が生前の扶養と密接に結びつき、遺産は扶養に対する報酬のようにその帰趨が決められる。②相続を通じて遺産の周囲にいる者の生活を保障することがめざされている。③定型的、機械的な遺留分制度をもたず、広い遺言処分の自由を認めている⁴⁵。よって、相続について争いがある場合、被相続人の生前の人間関係、生活状況などを徹底的に再現し、明確にすることが必要となっている。このような紛争は、裁判になじまず、むしろ被相続者の人間関係をよく把握している地元の人民調停組織が得意とする分野であろう。また、相続における紛争処理では、白黒つけるよりも、関係者間（時には関係者をとりまく人々）の利益調整が要求され、紛争を根本的に解決するには、当事者の「互譲」を引き出す方法が有効であろう。したがって、人間関係の修復を得意とする人民調停はもともと適切な手続であり、人々に好まれ、選択されているのだと思われる。

以上、人民調停と裁判の利用変化が特徴的な変化をみせた四つの紛争類型を

てやり方が異なり、統一・安定した制度が存在しない、②効率、[便民（人民に便利な手続の提供）]を追求するあまり、司法の本質が無視される傾向がある、③進行中の手続の厳密性を目標の一つとしている審判方式改革と矛盾をしている（范愉・前掲注35、150-151頁）。

⁴⁵ 木間正道＝鈴木賢＝高見澤磨・前掲注19、171頁。また、中国法における扶養と相続との関係について、鈴木賢『現代中国相続法の原理』（成文堂、1992）参照。

みてきた。この四つの類型に現れた変化の原因としては、少なくとも以下の5点を指摘しよう。すなわち、①紛争に対する人々の見方が変わった。たとえば、婚姻紛争のように、「離婚は不幸だ」から「不幸な婚姻は早めに終止符を打つべき」へと変化した。②紛争の質が変化した。たとえば、住宅・家屋紛争に現れたように、人口密度が高いゆえに生じる「もめごと」が、境界確認、行政による許認可などへとその質が変化した。③裁判所が利用しやすくなった。たとえば、小額裁判や簡易手続への試みなど、裁判制度が整備され、当事者にとって利用しやすくなった。④相続紛争のように、実体法の限界に起因し、規定の仕方によっていわば裁判になじまない紛争は調停で処理されることが好まれる。⑤また、相隣関係のような（相続関係もそれにあたる）権利義務の確定だけでは、紛争の処理にならない、いわば人間関係の修復が必要とする紛争ではなお人民調停が選ばれ利用されている⁴⁶。

5. 小 括

本章では、人民調停と裁判の利用データから、人民調停および民事訴訟の利用がどう変化したのか、両制度の役割分担の変容をみてきた。紛争類型ごとに利用の変化の仕方が異なるが、全体的としては、人民調停から裁判へという傾向が示されている。その中で、逆に裁判から人民調停へという紛争類型もあり、変化は一様ではないことが分かった。

また、訴訟内でも法院調停から判決へという現象が起きている。当事者が一刀両断な判決を求め（受け入れ）、紛争の決着の付け方について当事者の意識が変化したとすれば、人民調停と裁判の選択においても、同様の意識変化が起

⁴⁶ もちろん、この5点の原因はそれぞれの紛争についてのみの特徴ではなく、相互関連するものであると思われる。また、裁判になじまない紛争は調停へというのも、相続紛争や相隣関係紛争に止まらず、それぞれの紛争類型の中でも見られると思われる。中国では、いまだ「人治社会」や「人間関係優先」など言われているように（首藤明和『中国の人治社会』〔日本経済新聞社、2003〕）、人々の間は何らかの「人的つながり」が重視され、また、それによって社会が統治され動いている。そのため、日本では判決による権利義務の確定をもって解決できる紛争類型でも、中国では、うまくいかない場合がある。これも、人民調停の件数が激減しながらも、なお利用されている一つの理由であるかもしれない。

きていると考えられる。すなわち、紛争当事者の意識が、人民調停よりも裁判で紛争の決着をつけるのをよしとする方向に変化したものと推測できる。